

(第一類 第九号)

衆議院第三十回國會商工委員

會議錄 第六號

八五

出席委員		午前十時三十六分開議		委員外の出席者	
委員長	長谷川四郎君	赤路	友藏君	總理府事務官	誠明君
理事小川	平二君	理事小泉	純也君	(石炭局長)	権詰
理事小平	久雄君	理事中村	幸八君	(自治財政局)	山野
理事加藤	鎌造君	理事田中	武夫君	理財課長	幸吉君
理事松平	忠久君				
新井	京太君	岡本	茂君	十月二十一日	
鹿野	彦吉君	加藤	高藏君	委員水谷長三郎君辞任につき、その	
木倉和一郎君	坂田	英一君	勝利君	補欠として井手以誠君が議長の指名	
始閑	伊平君	瀧谷	勝利君	で委員に選任された。	
中村	寅太君	野田	武夫君		
野原	正勝君	濱田	正信君		
細田	義安君	山手	浦男君		
渡邊	本治君	板川	正吾君		
井手	以誠君	今村	等君		
内海	清君	大矢	省三君		
勝澤	芳雄君	小林	正美君		
鉢木	一君	堂森	芳夫君		
水谷長三郎君					
出席國務大臣					
通商産業大臣	高崎達之助君				
警視監	視				
通商産業事務官	齋藤	正年君			
(大臣官房長)	金藏君				
(企業局長)					
通商産業事務官	松尾				
(重工業局長)					
通商産業事務官	小出	榮一君			
(鉢山局長)	福井	政男君			
通商産業事務官	小岩井廉朗君				
同(津島文治君紹介)(第七二五号)					
二四号)					

同(山下春江君紹介)(第七二一八号)
同(山本彌夫君紹介)(第七二九号)
同(世耕弘一君紹介)(第七七〇号)
同(田口長治郎君紹介)(第七七一
号)
同(塚田十一郎君紹介)(第七七二
号)
同(平井義一君紹介)(第七七三号)
同(平野三郎君紹介)(第七七四号)
水質汚濁防止に関する特別法制定に
関する講題(石山權作君紹介)(第六
六一號)
日中貿易促進に関する陳情書(東京
都千代田区平河町二ノ六全国市長会
長金刺不二太郎)(第一三四号)
公害防止策樹立に関する陳情書(野
田市議会議長茂木七郎治)(第一五九
号)
小売商振興のための法律制定に関する
陳情書(大阪市北区中之島一大阪
市商店会総連理事長吉村義照外六
名)(第一七一号)
三重県伊勢湾臨海工業地帯に東海製
鉄所誘致に関する陳情書(三重県議
会議長田中政郎)(第一七二号)
輸出振興に関する陳情書(大阪商工
会議所会頭杉道助)(第一七三号)
織維工業及び陶磁器業の振興に関する
陳情書(愛知県議会議長倉知桂太
郎)(第一七四号)

(第一七六号) 織維産業の不況対策に関する陳情書
外二件(泉佐野市長山本昇平外三名)
採鋸奨励制度の拡充強化等に関する
陳情書(仙台市東三番丁一一五東北
鉱業会長中村勝巳)(第一七七号)
普通輸出保険制度とその運用改善に
関する陳情書(東京商工会議所会頭
足立正)(第一九三号)
工業用水道事業に対する国庫補助増
額等に関する陳情書(三重県知事田
中覚)(第二二一号)
日中貿易の正常化に関する陳情書
(名古屋市会議長佐藤太十郎)(第二
三五号)
水質汚濁防止法制定に関する陳情書
(神戸市生田区下山手通四丁目兵庫
県内水面漁場管理委員会長西村重三
郎外二十九名)(第二三三七号)
を本委員会に参考送付された。

<p>防止法案を議題とし、審査に入ります。</p> <p>まず趣旨の説明を聴取したいと存じます。提出者赤路友藏君。</p>	<p>目次</p> <p>水質汚濁防止法 水質汚濁防止法案</p>
	<p>第一章 総則(第一条・第二条)</p> <p>第二章 水質汚濁の規制(第三章) 第四章 紛争の処理(第十一条・第十三条)</p> <p>第五章 水質汚濁防止委員会(第十四条・第二十三条)</p> <p>第六章 国の助成(第三十四条)</p> <p>第七章 罰則(第三十五条・第十七条)</p>
	<p>附則</p> <p>第一章 総則 (この法律の目的)</p>
<p>第一条 この法律は、工場、事業場、船舶、下水道等から排出される廃液等による公共用水域の水質の汚濁を防止するとともに、工場及び事業場から公共用水域に排出される廃液等による被害に係る紛争に關しあつて、調停及び仲裁を行ない、もつて公衆衛生の向上と水資源及び水産資源の保護を図り、あわせて工場及び事業場から公共用水域に排出される廃液等に係る利害關係者間の利害の調整に資することを目的とする。</p>	

汚濁防止委員会の委員長が指名する。

3 仲裁委員のうち少くとも一人は、弁護士法（昭和二十四年法律第二百五号）第二章の規定により弁護士となる資格を有する者でなければならぬ。

4 水質汚濁防止委員会の行う仲裁については、この法律に別段の定がある場合を除いて、仲裁委員を仲裁人とみなして、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第八編（仲裁手続）の規定を適用する。

第五章 水質汚濁防止委員会（水質汚濁防止委員会の設置）

第十四条 国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百二十号）第三条

第二項の規定に基いて、総理府の外局として、水質汚濁防止委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第六章 水質汚濁防止委員会（委員会の設置）

第十九条 委員長及び委員の任期（任期）

第二十一条 委員長及び委員の定めることによるその権限に属さる事項を実施する。

第十五条 委員会は、この法律の定めることによるその権限に属さる事項を行ふ。

第十六条 委員会の委員長及び委員は、独立してその職務を行ふ。

第十七条 委員会は、委員長及び委員四人で組織する。（委員長及び委員の任命）

第十八条 委員長及び委員は、人格が高潔であつて公共の福祉に関し公正な判断をことができ、かつ、法律、経済又は自然科学に関する学識経験を有する者のうちから選ばれたとき又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると決定されたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと決定されたとき又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると決定されたとき。

大臣が任命する。

2 委員長又は委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために衆議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項に規定する資格を有する者のうちから委員長又は委員を選ぶことができる。

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で衆議院の承認を得なければならない。この場合において、衆議院の承認を得られないときは、内閣総理大臣は、ただちにその委員長又は委員を罷免しなければならない。

（会議）

第二十三条 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができる。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもつて決する。可否同数のときは、委員長の決するところによること。

3 委員会は、第二十条第三号の決定をするには、前項の規定にかかるわらず、本人を除く全員の一致が必要な場合に立派して調査せなければならぬ。（委員長及び委員の給与）

第二十四条 委員長及び委員の給与は、別に法律で定める。（特定期間の禁止）

第二十五条 委員長及び委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。

二 禁錮以上の刑に処せられたとき。

三 委員会により、心身の故障のため職務の執行ができないと決定されたとき又は職務上の義務違反その他委員長若しくは委員たるに適しない非行があると決定されたとき。

二 内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事し、又は當利事業をする。

ら両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（委員長）

第二十二条 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員会は、あらかじめ、委員のうちから、委員長に故障があるときに委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。

（会議）

第二十三条 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができる。

2 委員会は、この法律を実施するため、委員会規則の定めるところにより、工場及び事業場の事業主又は工場及び事業場から公共用水域に排出される廃液等による被害者から必要な報告を徴し、又は当該委員会の委員若しくは特別委員若しくは当該委員会の事務局の職員に工場事業場、漁場、その他必要な場所に立ち入って調査せることことができる。

3 前項の規定により委員、特別委員又は職員が立ち入る調査を行う場合においては、委員会規則の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（聴聞会）

第二十六条 委員会は、法令の定めによる立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 特別委員の任期は、一年とする。

3 特別委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから委員会が任命する。

4 特別委員は、非常勤とする。

（罷免）

第二十一条 内閣総理大臣は、委員長又は委員が前条各号の一に該当するときは、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

（規則の制定）

第二十二条 委員会は、法令の定めするところにより、その権限に属する他の事項について、委員会規則を定めることができる。

（報告の微収等）

第二十三条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して、国会に対し所掌事務の処理状況を報告し、かつ、その概要を公表しなければならない。

（会議）

第二十四条 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができる。

2 委員会は、この法律を実施するため、委員会規則の定めるところにより、工場及び事業場の事業主又は工場及び事業場から公共用水域に排出される廃液等による被害者から必要な報告を徴し、又は当該委員会の委員若しくは特別委員若しくは当該委員会の事務局の職員に工場事業場、漁場、その他必要な場所に立ち入って調査せることができる。

3 前項の規定により委員、特別委員又は職員が立ち入る調査を行う場合においては、委員会規則の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

（特定期間の禁止）

第二十五条 委員長及び委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

一 政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治活動をすること。

2 前項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（聴聞会）

第二十六条 委員会は、法令の定めによる立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

2 特別委員の任期は、一年とする。

3 特別委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから委員会が任命する。

4 特別委員は、非常勤とする。

（調査の権記）

第二十七条 委員会は、関係行政機関その他の者に対する調査権記を嘱託することができる。

（国会に対する報告）

第二十八条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して、国会に対し所掌事務の処理状況を報告し、かつ、その概要を公表しなければならない。

（事務局）

第二十九条 委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

2 委員会の事務局に、事務局長その他他の職員を置く。

3 委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

（事務局）

第三十条 委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

2 委員会の事務局に、事務局長その他他の職員を置く。

3 委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

（事務局）

第三十一条 委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

2 委員会の事務局に、事務局長その他他の職員を置く。

3 委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

（事務局）

第三十二条 事務局に、地方支分部局として、北海道地方事務所、東北地方事務所、関東地方事務所、中部地方事務所、近畿地方事務所、中国地方事務所、四国地方事務所及び九州地方事務所を置く。

2 前項の地方事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

（特別委員）

第三十三条 工場及び事業場から公共用水域に排出される廃液等による被害に関する紛争の処理に参与させるため、委員会に、特別委員を置くことができる。

2 特別委員の任期は、一年とする。

3 特別委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから委員会が任命する。

4 特別委員は、非常勤とする。

て、広く一般の意見を開くことができる。

（調査の権記）

第二十九条 委員会は、関係行政機関その他の者に対する調査権記を嘱託することができる。

（国会に対する報告）

第二十八条 委員会は、毎年、内閣総理大臣を経由して、国会に対し所掌事務の処理状況を報告し、かつ、その概要を公表しなければならない。

（事務局）

第二十九条 委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

2 委員会の事務局に、事務局長その他他の職員を置く。

3 委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

（事務局）

第三十条 委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

2 委員会の事務局に、事務局長その他他の職員を置く。

3 委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

（事務局）

第三十一条 委員会の事務局は、委員会の事務を処理する。

2 委員会の事務局に、事務局長その他他の職員を置く。

3 委員会の事務局に置かれる職員の定員は、別に法律で定める。

（事務局）

第三十二条 事務局に、地方支分部局として、北海道地方事務所、東北地方事務所、関東地方事務所、中部地方事務所、近畿地方事務所、中国地方事務所、四国地方事務所及び九州地方事務所を置く。

2 前項の地方事務所の位置及び管轄区域は、政令で定める。

（特別委員）

第三十三条 工場及び事業場から公共用水域に排出される廃液等による被害に関する紛争の処理に参与させるため、委員会に、特別委員を置くことができる。

2 特別委員の任期は、一年とする。

3 特別委員は、人格が高潔で識見の高い者のうちから委員会が任命する。

4 特別委員は、非常勤とする。

第六章 国の助成
(除害施設に対する助成)

第三十四条 国は、規制区域内の工場及び事業場の事業主に対し、当該工場及び事業場の除害施設の設置若しくは改善に要する経費の一

部を補助し、又は当該設置若しくは改善に要する資金の融通についてあつ旋をすることができる。

第七章 罰則

第三十五条 次の各号の一に該当する者は、六箇月以下の懲役又は十萬円以下の罰金に処する。

一 第七条第二項の命令に違反した者

二 第七条第三項の規定による命

令に違反して事業を行つた者

三 第八条第一項の規定に違反し

た者

四 第三十六条 第二十七条第二項の規定による報告をせず若しくは虚偽の報告をし、又は同条同項の調査

を拒み、妨げ若しくは忌避した者

は、一万円以下の罰金に処する。

五 河川法(明治二十九年法律第十一号)の一部を次のよう

4 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任期は、第十九条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、「一人については、二年とする。」

5 河川法(明治二十九年法律第十一号)の一部を次のよう

にする。

6 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を次のよう

に改正する。

7 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のよう

に改正する。

8 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)の一部

を次のよう

に改正する。

9 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を

次のように改正する。

10 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十三号)の一部を

次のように改正する。

11 税税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のよ

うに改正する。

12 第十二条の二の次に次の二条を

加える。

(除害施設の特別償却)

13 第十二条の三 個人が、昭和三

四年四月一日から昭和三十九年三月三十日までの間に、所得

税法の施行地において、新設した公共用水域における水質汚濁防止のための工場及び事務場から排出される廢液、汚水及び有害固形物(以下本条及び

第四十四条の三において「廢液等」という。)の処理に係る施設

又は当該施設を新設して、これを廃液等の処理の用に供した場合に、當該個人の金額(その控除した金額)の百分の二百に相当する

金額(その控除した金額があるときは、足額があるときは、當該償却不足額に相当する金額を控除した

金額)の百分の二百に相当する

金額を加算した金額)とする。

14 第四十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中

規定にかかわらず、公布の日から施行する。

3 第十八条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に行われる委員会の委員長及び委員の任命について準用する。

(委員の任期の特例)

4 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任期は、第十

九条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、「一人については、二年とする。」

5 河川法(明治二十九年法律第十一号)の一部を次のよう

にする。

6 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を

次のように改正する。

7 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のよう

に改正する。

8 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)の一部

を次のよう

に改正する。

9 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を

次のように改正する。

10 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十三号)の一部を

次のように改正する。

11 税税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のよ

うに改正する。

12 第十二条の二の次に次の二条を

加える。

(除害施設の特別償却)

13 第十二条の三 個人が、昭和三

四年四月一日から昭和三十九年三月三十日までの間に、所得

税法の施行地において、新設した公共用水域における水質汚濁防止のための工場及び事務場から排出される廢液、汚水及び有害固形物(以下本条及び

第四十四条の三において「廢液等」という。)の処理に係る施設

又は当該施設を新設して、これを廃液等の処理の用に供した場合に、當該個人の金額(その控除した金額)の百分の二百に相当する

金額(その控除した金額があるときは、足額があるときは、當該償却不足額に相当する金額を控除した

金額)の百分の二百に相当する

金額を加算した金額)とする。

14 第四十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中

第二十五条第一項の表の中央鉄山保安審議会の項中「保安」の下に「(水質汚濁防止委員会の権限に属するものを除く。)」を加える。

10 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十三号)の一部を

次のように改正する。

11 税税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を

次のように改正する。

12 第十二条の二の次に次の二条を

加える。

(除害施設の特別償却)

13 第十二条の三 個人が、昭和三

四年四月一日から昭和三十九年三月三十日までの間に、所得

税法の施行地において、新設した公共用水域における水質汚濁防止のための工場及び事務場から排出される廢液、汚水及び有害固形物(以下本条及び

第四十四条の三において「廢液等」という。)の処理に係る施設

又は当該施設を新設して、これを廃液等の処理の用に供した場合に、當該個人の金額(その控除した金額)の百分の二百に相当する

金額(その控除した金額があるときは、足額があるときは、當該償却不足額に相当する金額を控除した

金額)の百分の二百に相当する

金額を加算した金額)とする。

14 第四十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定を適用する場合について準用する。この場合において、同条第二項中

第十一条第一項の規定にかかわらず、当該施設について同項の規定により計算した減価償却費の額で当該期間に係るもの百分之二百に相当する金額とする。

2 第十二条第二項の規定は、前項の規定を適用する場合について

準用する。

3 第十八条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に行われる委員会の委員長及び委員の任命について準用する。

4 この法律の施行後最初に任命される委員会の委員の任期は、第十

九条第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣の指定するところにより、「一人については、二年とする。」

5 河川法(明治二十九年法律第十一号)の一部を次のよう

にする。

6 建設省設置法(昭和二十三年法律第百三十三号)の一部を

次のように改正する。

7 鉱山保安法(昭和二十四年法律第七十号)の一部を次のよう

に改正する。

8 水洗炭業に関する法律(昭和三十三年法律第百三十四号)の一部

を次のよう

に改正する。

9 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を

次のように改正する。

10 水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百三十三号)の一部を

次のように改正する。

11 税税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を

次のように改正する。

12 第十二条の二の次に次の二条を

加える。

(除害施設の特別償却)

13 第十二条の三 個人が、昭和三

四年四月一日から昭和三十九年三月三十日までの間に、所得税法の施行地において、新設した公共用水域における水質汚濁防止のための工場及び事務場から排出される廢液、汚水及び有害固形物(以下本条及び第四十四条の三において「廢液等」という。)の処理に係る施設又は当該施設を新設して、これを廃液等の処理の用に供した場合に、當該個人の金額(その控除した金額)の百分の二百に相当する金額(その控除した金額があるときは、足額があるときは、當該償却不足額に相当する金額を控除した金額)の百分の二百に相当する金額を加算した金額)とする。

「三年」とあるのは、「五年」と読み替えるものとする。

(地方税法の一部改正)

12 地方税法(昭和二十五年法律第三百二十六号)の一部を次のよう

に改正する。
第三百四十八条第二項第六号の

(総理府設置法の一部改正)

13 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改

正する。

第十七条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第十八条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第十九条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十一条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十二条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十三条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十四条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十五条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十六条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十七条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

次に次の一号を加える。

六の二 公共用海域における水

質の汚濁防止のためにする工

場及び事業場から排出され

る廃液、污水及び有害固体物

の処理に係る施設で政令で定め

るもの。

理 由

公共用海域の水質汚濁による農、
水産業の被害及び水質汚濁に係る紛
争は激化の一途をたどっている。か
かる現状並びに将来にかんがみ、効
果的な水質汚濁防止法を速かに制定
し、もつて公衆衛生の向上と水資源
及び水産資源の保護を図り、あわせ
て廃液等に係る利害関係者の利害
の調整に資することが必要である。

これが、この法律案を提出する理由
である。

赤路友藏君 大だいま議題となりま
した水質汚濁防止法案につきまして、
その提案の理由を御説明申上げます。
申上げるまでもなく、水は国民の生
活にとって最も重大な関係を持つてお
り、水質の管理が正しく行われるかい
なかは、国民の生存と産業の発展に
とって、絶大な関係を持つております。
農作物は良質の灌漑水に育まれるよう
す。国民の福祉のためには、飲料水は
清潔にして病原菌及び有毒物質を含ま
ず、魚貝は良好な生活環境を与えられ、
しかも、良質の工場用水を得るかいいな
かによつて左右されること論を持ちま
せん。

本案施行に要する経費としては、
平年度約二十三億一千五百万円の見
込である。

性がほとんど無視され、公共用海域が
汚濁するにまかせられているのがわが
國の現状であります。ことに、戦後の
都市人口の飛躍的な増大、各種鉱工業
の急激な復興発展に伴い、これら関係
施設から排出される污水、廃水等の量
が著しく増大し、農水産業はもとよ
り、公衆衛生に及ぼす被害が激増し、

これら廃水等の放出をめぐる紛争が年
と共に激化していることは、最近発生
いたしました本州製紙問題、富士フイ
ルム工場の汚水放出による酒匂川のア
ユ全滅問題を初め幾多の事件が示す通
りであります。

以上のよう、水質汚濁に基く被害
が続出し、それにかかる紛争が激化す
るにつれ、水質汚濁の防止並びにこれ
にかかる紛争の解決の急務が痛感され
るに至つたのであります。

この法案は、このよくな事態にかん
がみ、水質管理を実現し、公共用海域
における水質の汚濁を防止することも
等にかかる紛争に關し、あつせん、調
停及び仲裁を行うことによつて公衆衛
生の向上と水資源及び水産資源の保護
をばかり、あわせて工場、事業場から
排出される廃液等にかかる利害関係者
との利害の調整に資することを目的と
して立案いたしたものであります。

(一) 前項の指示に不服がある場合は、
その指示を受けた日から三十日以内
に、委員会規則の定める手続に従い、
異議の申立をすることができるこ
とし、申立があつた場合は、水質汚濁
防止委員会は、申立のあつた日から
三十日以内にこれについて決定し、
これを申立人に通知せねばならぬこ
とを規定いたしております。

(二) この法律の規定により廃液等許容
基準が定められた工場、事業場主
は、廃液等許容基準の適用期日以後
は、当該廃液等許容基準をこえて廃
液等を規制区域内の公共用海域に排
出してもならないことといたしまし
た。そして事業主がこの項の規定に
違反したときは、当該事業主に対
し、期間を定めて除害施設の設置又
は改善その他の措置をとるべき旨を

規制区域として指定することとい
たしております。

(一) 水質汚濁防止委員会は、前項の規
制区域を指定いたしましたときは、関
係行政機関の意見を聞いて、当該規
制区域にかかる水質汚濁許容基準を
定め、これを官報で公示せねばなら
ないことといたしました。同時に、規
制区域にかかる水質汚濁許容基準を
と共に激化していることは、最近発生
いたしました本州製紙問題、富士フイ
ルム工場の汚水放出による酒匂川のア
ユ全滅問題を初め幾多の事件が示す通
りであります。

以上のよう、水質汚濁に基く被害
が続出し、それにかかる紛争が激化す
るにつれ、水質汚濁の防止並びにこれ
にかかる紛争の解決の急務が痛感され
るに至つたのであります。

この法案は、このよくな事態にかん
がみ、水質管理を実現し、公共用海域
における水質の汚濁を防止することも
等にかかる紛争に關し、あつせん、調
停及び仲裁を行うことによつて公衆衛
生の向上と水資源及び水産資源の保護
をばかり、あわせて工場、事業場から
排出される廃液等にかかる利害関係者
との利害の調整に資することを目的と
して立案いたしたものであります。

(一) 前項の指示に不服がある場合は、
その指示を受けた日から三十日以内
に、委員会規則の定める手続に従い、
異議の申立をすることができるこ
とし、申立があつた場合は、水質汚濁
防止委員会は、申立のあつた日から
三十日以内にこれについて決定し、
これを申立人に通知せねばならぬこ
とを規定いたしております。

(二) この法律の規定により廃液等許容
基準が定められた工場、事業場主
は、廃液等許容基準の適用期日以後
は、当該廃液等許容基準をこえて廃
液等を規制区域内の公共用海域に排
出してもならないことといたしまし
た。そして事業主がこの項の規定に
違反したときは、当該事業主に対
し、期間を定めて除害施設の設置又
は改善その他の措置をとるべき旨を

「三年」とあるのは、「五年」と読

み替えるものとする。

(地方税法の一部改正)

12 地方税法(昭和二十五年法律第

三百二十六号)の一部を次のよう

に改正する。

第三百四十八条第二項第六号の

(総理府設置法の一部改正)

13 総理府設置法(昭和二十四年法律第百二十七号)の一部を次のように改

正する。

第十七条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第十八条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第十九条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十一中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十二条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十三条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十四条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十五条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十六条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

第二十七条中「土地調整委員会」を「土地調査委員会設置法(昭和二十五

水質汚濁防止法(昭和三十三年法律第二百九十二号)」に改める。

命ある人たるがやれども人間を規定した。

国 水質汚濁防止委員会は、前項の命令をする場合、廃液等による被害がとくに著しいと認めるときは、当該

事業主に対し、同項の命令にかかる措置がとられるまでの間、事業の全部または一部の停止を命ずることができるようにしております。

夫幸いに如何によしとおもひておられども、本件は公私共に大なる事務であります。そこで、本件の審査は、専門家によるものとされ、その結果は、公私共に大なる影響を及ぼすものと見なされています。したがって、本件の審査は、専門家によるものとされ、その結果は、公私共に大なる影響を及ぼすものと見なされています。

法律に含めることのできなかつた法律並びにこれらの法律を実施するための命令の実施を所掌する行政庁は、法令の規定により、規制区域にかかる廃液等の排出を許可し、命令しましたは、制限しようとする場合は、当該規制区域につき定められた水質汚濁許容基準によらねばならないことといたしました。この規定にもかかわらず、なお、規制区域内において、水質汚濁許容基準に適合する水質を確保するため必要があると認めるとときは、水質汚濁防止委員会は、行政庁に対し、必要な措置をとるべき旨を請求することができるところとあわせて規定いたしました。

で定めるものの工場、事業場の事業主は、その業務上排出する廃液、汚水または固体物によって他人に損害を与えたときは、その損害を賠償する責めに任することとし、いわゆる無過失賠償について規定いたしました。

第三に、紛争の処理についてであります。が、次のように規定いたしました。

(一) まず、あっせん、調停についてであります。が、工場、事業場から排出される廃液等による被害に関して紛争が生じたときは、関係当事者は、委員会規則で定める手続に従い水質汚濁防止委員会に対し、紛争の解決につき、あっせんまたは調停を申請することができる」と定めました。委員会は当該紛争の解決につき、あっせんまたは調停をしなければならないことと定めました。あっせんまたは調停は、当事者の一方の申請によっても行なうよういたしたわけではありません。

なお、あっせんまたは調停は、委員会規則の定めるところにより、その指定する水質汚濁防止委員会の委員もしくは特別委員または水質汚濁防止委員会の事務局の職員がこれを行なうこととなつております。

(二) 仲裁の申請は、双方の合意によらねばならないこととなつております。これは水質汚濬防止委員会の行なう仲裁については、この法律に別段の定めがある場合を除いて、仲裁の効力を一段と強めることとしたことがあります。仲裁人とみなして民事訴訟法第八編の規定を適用することとし、その效力を一段と強めることとしたいたたことによるものであります。

なお、水質汚濁防止委員会による仲裁は、三人の仲裁委員がこれを行うこととし、そのうち少くとも一人は、弁護士法第二章の規定により弁護士となる資格を有する者でなければならないと規定されております。仲裁委員は、水質汚濁防止委員会の

以上が、本案を提出するに至りました。理由及び法案内容の説明であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○長谷川委員長 以上で趣旨の説明は終りました。なお本案についての質疑は後日に譲ることといたします。

いないといふ、まことに氣の毒な実情にあるのであります。このような場合については、この規定による命令、さらには政府の行政代執行が考えられるのかどうか、お伺いいたします。

○小岩井政府委員 鉱山に天災が起りました場合には、その全責任は鉱業権者にあるのでございまして、当方の考え方といたしましては、すべての災害に伴います際の始末は、鉱業権者に全部責任を持ってもらつておるわけです。

なお、水質汚濁防止委員会による
仲裁は、三人の仲裁委員がこれを行
うこととし、そのうち少くとも一人
は、弁護士法第二章の規定により弁
護士となる資格を有する者でなければ
ならないと規定されております。
仲裁委員は、水質汚濁防止委員会の
委員または特別委員のうちから選ば
れることになります。

第四に、以上の主務官庁として、国
家行政組織法第三条第二項の規定に基
いて、諭理府の外局として水質汚濁防
止委員会を設置することにいたしました
。そしてこの委員会が強力な水管管
理機能を發揮することができるよう、
現在関係各省に分有されております水
質管理、汚水防止に関する権限をでき
る限りこの委員会に統合することといた
しました。なお、この委員会には強力な
事務局を置き、全国八ブロックに地
方事務所を置くことになつております。
第五に、水質汚濁防止の実験を期す
ため、除害施設に対する助成を行な
ことといたしました。すなわち、国
は、規制区域内の工場、事業場の事業
主に対し、当該工場、事業場の除害施
設の設置または改善に要する経費の一
部を補助し、または当該設置または改
善に要する資金の融通についてあつせ
んをすることができるよう規定するよ
うとし、他方で地方税法及び租税特別
措置法の一部を改正して、除害施設に
対する固定資産税の免除及び除害施設
に対する特別償却の措置を規定いたし
ました。

第六に、この法律の厳格な実施を保
証するために、罰則を規定し、正直考
がばかをみることのないよう配慮いたし
ました。

以上が、本案を提出するに至りました。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決下さるようお願いいたします。

○長谷川委員長 鉛山保安法の一部を改正する法律案及び鉛業法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、審査を進めます。

質疑の通告がありますので、順次これを許可いたします。渡邊本治君。

○渡邊(本)委員 鉛山保安法の一部を改正する法律案について二、三簡単に質問いたしたいと思います。

まず第一は第二十五条の三であります。「被災者を救出するため必要があると認めるときは、鉛業権者に対し、必要な措置を講ずることを命ずることができる。」となつておりますが、これは炭鉱災害が起つた場合、この規定によつて命令いたしましても、鉛業権者が十分な資力がないために、鉛業権者ののみの力をもつてしては救出が不可能の場合には、政府が行政代執行法によつて代執行するという御説明であります。そこでこの命令規定は必要な措置を講ずれば死亡を免れしめると考えるときのみ適用するのか、それとも明らかに死亡しておると思われる場合にも適用することが考えられるのかといふことであります。

実は御承知のように、昨年十一月に起りました東中越炭鉱の災害は、十八名の罹災者を出したのであります。が、今日に至つてもまだ救出されて

いないと、まことに氣の毒な実情にあるのであります。このよくな場合については、この規定による命令、さらには政府の行政代執行が考えられるのかどうか、お伺いいたします。

○小岩井政府委員 鉱山に天災が起りました場合には、その全責任は鉱業権者にあるのでございまして、当方の考え方といたしましては、すべての災害に伴います跡の始末は、鉱業権者に全責任を持つてもらつておるわけです。しかし鉱業権者が非常に經濟的に微力でありまして、人員につきましても資材につきましても、あるいは技術的な方法につきましても十分でない場合がございます。かような場合に、鉱山保安監督部長が命令をいたしまして、被災者の救出に、万全を期したいというのが今回の命令の趣旨でございます。ただいまの御質問のように、もう罹災者ががはつきりなくなつてしまつておる、こういうような場合には、もちろん鉱山保安法の一一番大きな目的は人に對する危害防止でございます。鉱山労働者の危害を防止するということが一番大きな建前になつておりますので、もうすでにはつきり死亡してしまつておるということがわかつております場合は、この保安法の内容で扱うことには不適当かと存じますので、死亡のはつきりした場合には適用いたすことには考えておりません。

○渡邊(本)委員 去る七月われわれ商工委員の国政調査九州班は、東中鶴岡鉱に参りまして遠族の方々をお見舞いましたのであります。そこで遠族の方々は、國の力でも一刻も早く救出して下さい旨の陳情があつたのであります。通産大臣も現地を見舞われました

ので、その際同様な陳情を受けられたはずであります。またさきに参議院の社会労働委員会において、国費をもつて救出すべきであるという決議がなされたと聞いております。私は東中鶴炭鉱災害のように、坑内事情がきわめて悪いために救出作業に非常な困難相伴い、従つて救出には数ヶ月あるいは一年以上かかるような事例は、きわめてまれな例であると思うであります。従いまして政府においても、このようない特例については、人道上の立場からも、何らかの方法によつて援助する必要があると思つております。この改正案が成立しました際、東中鶴炭鉱の灾害について行政代執行ができるよう運用されるか、あるいは本法によらなくても予備金の支出を認めるか、何らかの方法によつて熱意を持つて処置されるよう切に望むものであります。が、本問題についての政府の御見解を承りたいと思います。

○小岩井政府委員 東中鶴炭鉱の場合

におきましては、先ほど申し上げましたと同様に、非常に災害の規模が大きいために、現在の租鉱権者においては十分な始末がつきかねておるのであります。そこで私どもは最善の方法を取りまして、実は災害が起りましたて、二ヵ月租鉱権者が手を上げておった。そこで親権者であります大正鉄業に相談いたしまして、現在の租鉱区内の稼行の炭層を増してもらいまして、従来の契約に入つておりません炭層を現在採掘しながら収容作業を続行いたしておるわけであります。非常に日数がかかりまして、現在まだ三分の一程度の取上げであります。また相当の日数がかかる点については非常に残念に考えておりますが、いかんせん取上げ

作業が非常に困難をきわめておりまして、現在三交代で取上げ作業は続けております。しかしながら本年度まで六年内にわざか五十億円の復旧しきれることはありますけれども、建前といたしまして鉱業権者に全責任を持つてもうたつて、でき得る限りこの方向に沿いますように、政府としては最善の努力をいたしておるつもりでございます。稼業炭層の掘れるようになつておられるか、お伺いいたしたいと思ひます。

○渡邊(本)委員 次に古洞図の整備

の責任において、できる範囲内の最善

を尽して参りたい、かように考えておられます。

○渡邊(本)委員 次に古洞図の整備

についてお伺いいたします。昨今頻発しております炭鉱災害は、古洞によつて出水したもののがほとんどであります。北九州、ことに筑豊炭田は古洞が開けられておりました。しかも幾重にも重な

の炭鉱が古洞にぶち当る危険にさら

されていると申しても過言ではない

のであります。従いまして古洞の所在

を明らかにすることが、炭鉱災害の防

止上最も必要な課題となつておるので

あります。特に中小炭鉱は、明治以来

に鉱業権者が何代も変り、鉱業権の移転

に際しましては、鉱区を高く評価して

売買するために、すでに探査したところ

も故意に坑内図を抹消することが往々にして行われたと思うのであります。しかも福岡通産局に保管されています。古洞図は先年年の火災によって焼失しており、このため今日古洞図の所在は全く不明のまま放置されておるのであります。従いまして施業案自体不満足な内容のまま認可されているような現状であります。施業案通り採掘いたし

て、現在三交代で取上げ作業は続けております。しかしながら本年度まで六年内にわざか五十億円の復旧しきれることはありますけれども、建前といたしまして鉱業権者に全責任を持つてもうたつて、でき得る限りこの方向に沿いますように、政府としては最善の努力をいたしておるつもりでございま

す。稼業炭層の掘れるようになつておられるか、お伺いいたしたいと思ひます。

○櫻詰説明員 古洞の調査につきましては今のお説通りでございまして、私は今年度といましては、現在の予算の中から三百五百万円の流用を大蔵省との間に折衝いたしまして、灾害の防止に努めたいと思っております。

○櫻詰説明員 古洞の調査につきましては今のお説通りでございまして、私は今年度といましては、現在の予算の中から三百五百万円の流用を大蔵省との間に折衝いたしまして、灾害の防

止に努めたいと思っております。とり

ては今年度といましては、現在の予算の中から三百五百万円の流用を大蔵省との間に折衝いたしまして、灾害の防

止に努めたいと思っております。さしあたりは

各鉱山が持つております原図を全部出

させておられます。それでこの照合調査といつ

たようなことから始めなければなり

ませんので、とりあえずは本年度二百

万円の予算を流用して原図を出させ、そして調査、照合ということから発足いたしますが、来年度は二千八百万円、再来年度は二千三百万円、合計いたしまして、大体三年間、二年半でございますが、三年度にわたりまして五千三百万円の予算によりまして、原図の照合から調査、科学的測量をいたしまして、一応完全な古洞連絡図を作ることによって、災害を未然に防ぎたいと考えております。

○渡邊(本)委員 次に鉱害復旧について簡単に伺つておきたいと思います。

○渡邊(本)委員 次に鉱害復旧について御承知のように、現在臨鉄法によつて鉱害復旧が行われておるのであります。従いまして施業案通り採掘いたし

ます。

ましても、古洞にぶち当る危険がある実情でございます。これを業界に調査させることは、資金的にもまた技術的にも不可能であると思うのであります。従つて政府が所要の予算措置を講じて、早急に古洞図の整備をはかる必要があります。この点通産省はどうのような対策を考えておられるか、お伺いいたしたいと思ひます。

○櫻詰説明員 古洞の調査につきましては今のお説通りでございまして、私は今年度といましては、現在の予算の中から三百五百万円の流用を大蔵省との間に折衝いたしまして、灾害の防

止に努めたいと思っております。さしあたりは

各鉱山が持つております原図を全部出

させておられます。それでこの照合調査といつ

たようなことから始めなければなり

ませんので、とりあえずは本年度二百

万円の予算を流用して原図を出させ、そして調査、照合ということから発足いたしますが、来年度は二千八百万円、再来年度は二千三百万円、合計いたしまして、大体三年間、二年半でございますが、三年度にわたりまして五千三百万円の予算によりまして、原図の照合から調査、科学的測量をいたしまして、一応完全な古洞連絡図を作ることによって、災害を未然に防ぎたいと考えております。

○渡邊(本)委員 本年度より飛躍的な予算の増加を実現してもらわなければなりませんが、今後の予算獲得につきまして、通産大臣は強い決意を持って

いることと見ておきます。

さらに将来の鉱害対策であります。臨鉄法によつて百十億円の鉱害を復旧しましても鉱害がなくなるのではありません。毎年日々復旧するあとから新たな鉱害が発生しているのであります。人によっては年間十億円といい、六年間にわざか六十億円といい、新規発生量の推定もあります。この点通産省はどういうふうな対策を考えます。

○櫻詰説明員 古洞の調査につきましては今のお説通りでございまして、私は今年度といましては、現在の予算の中から三百五百万円の流用を大蔵省との間に折衝いたしまして、灾害の防

止に努めたいと思っております。さしあたりは

各鉱山が持つております原図を全部出

させておられます。それでこの照合調査といつ

たようなことから始めなければなり

ませんので、とりあえずは本年度二百

万円の予算を流用して原図を出させ、そして調査、照合ということから発足いたしますが、来年度は二千八百万円、再来年度は二千三百万円、合計いたしまして、大体三年間、二年半でございますが、三年度にわたりまして五千三百万円の予算によりまして、原図の照合から調査、科学的測量をいたしまして、一応完全な古洞連絡図を作ることによって、災害を未然に防ぎたいと考えております。

○渡邊(本)委員 本年度より飛躍的な予算の増加を実現してもらわなければなりませんが、今後の予算獲得につきまして、通産大臣は強い決意を持って

いることと見ておきます。

さらに将来の鉱害対策であります。臨鉄法によつて百十億円の鉱害を復旧しましても鉱害がなくなるのではありません。毎年日々復旧するあとから新たな鉱害が発生しているのであります。人によっては年間十億円といい、六年間にわざか六十億円といい、新規発生量の推定もあります。この点通産省はどういうふうな対策を考えます。

○櫻詰説明員 古洞の調査につきましては今のお説通りでございまして、私は今年度といましては、現在の予算の中から三百五百万円の流用を大蔵省との間に折衝いたしまして、灾害の防

止に努めたいと思っております。さしあたりは

各鉱山が持つております原図を全部出

させておられます。それでこの照合調査といつ

たようなことから始めなければなり

ませんので、とりあえずは本年度二百

万円の予算を流用して原図を出させ、そして調査、照合ということから発足いたしますが、来年度は二千八百万円、再来年度は二千三百万円、合計いたしまして、大体三年間、二年半でございますが、三年度にわたりまして五千三百万円の予算によりまして、原図の照合から調査、科学的測量をいたしまして、一応完全な古洞連絡図を作ることによって、災害を未然に防ぎたいと考えております。

○渡邊(本)委員 本年度より飛躍的な予算の増加を実現してもらわなければなりませんが、今後の予算獲得につきまして、通産大臣は強い決意を持って

いることと見ておきます。

さらに将来の鉱害対策であります。臨鉄法によつて百十億円の鉱害を復旧しましても鉱害がなくなるのではありません。毎年日々復旧するあとから新たな鉱害が発生しているのであります。人によっては年間十億円といい、六年間にわざか六十億円といい、新規発生量の推定もあります。この点通産省はどういうふうな対策を考えます。

○櫻詰説明員 古洞の調査につきましては今のお説通りでございまして、私は今年度といましては、現在の予算の中から三百五百万円の流用を大蔵省との間に折衝いたしまして、灾害の防

止に努めたいと思っております。さしあたりは

各鉱山が持つております原図を全部出

させておられます。それでこの照合調査といつ

たようなことから始めなければなり

ませんので、とりあえずは本年度二百

万円の予算を流用して原図を出させ、そして調査、照合ということから発足いたしますが、来年度は二千八百万円、再来年度は二千三百万円、合計いたしまして、大体三年間、二年半でございますが、三年度にわたりまして五千三百万円の予算によりまして、原図の照合から調査、科学的測量をいたしまして、一応完全な古洞連絡図を作ることによって、災害を未然に防ぎたいと考えております。

○渡邊(本)委員 本年度より飛躍的な予算の増加を実現してもらわなければなりませんが、今後の予算獲得につきまして、通産大臣は強い決意を持って

いることと見ておきます。

さらに将来の鉱害対策であります。臨鉄法によつて百十億円の鉱害を復旧しましても鉱害がなくなるのではありません。毎年日々復旧するあとから新たな鉱害が発生しているのであります。人によっては年間十億円といい、六年間にわざか六十億円といい、新規発生量の推定もあります。この点通産省はどういうふうな対策を考えます。

○櫻詰説明員 古洞の調査につきましては今のお説通りでございまして、私は今年度といましては、現在の予算の中から三百五百万円の流用を大蔵省との間に折衝いたしまして、灾害の防

止に努めたいと思っております。さしあたりは

各鉱山が持つております原図を全部出

させておられます。それでこの照合調査といつ

たようなことから始めなければなり

ませんので、とりあえずは本年度二百

万円の予算を流用して原図を出させ、そして調査、照合ということから発足いたしますが、来年度は二千八百万円、再来年度は二千三百万円、合計いたしまして、大体三年間、二年半でございますが、三年度にわたりまして五千三百万円の予算によりまして、原図の照合から調査、科学的測量をいたしまして、一応完全な古洞連絡図を作ることによって、災害を未然に防ぎたいと考えております。

○渡邊(本)委員 本年度より飛躍的な予算の増加を実現してもらわなければなりませんが、今後の予算獲得につきまして、通産大臣は強い決意を持って

いることと見ておきます。

さらに将来の鉱害対策であります。臨鉄法によつて百十億円の鉱害を復旧しましても鉱害がなくなるのではありません。毎年日々復旧するあとから新たな鉱害が発生しているのであります。人によっては年間十億円といい、六年間にわざか六十億円といい、新規発生量の推定もあります。この点通産省はどういうふうな対策を考えます。

○櫻詰説明員 古洞の調査につきましては今のお説通りでございまして、私は今年度といましては、現在の予算の中から三百五百万円の流用を大蔵省との間に折衝いたしまして、灾害の防

止に努めたいと思っております。さしあたりは

各鉱山が持つております原図を全部出

させておられます。それでこの照合調査といつ

たようなことから始めなければなり

ませんので、とりあえずは本年度二百

万円の予算を流用して原図を出させ、そして調査、照合ということから発足いたしますが、来年度は二千八百万円、再来年度は二千三百万円、合計いたしまして、大体三年間、二年半でございますが、三年度にわたりまして五千三百万円の予算によりまして、原図の照合から調査、科学的測量をいたしまして、一応完全な古洞連絡図を作ることによって、災害を未然に防ぎたいと考えております。

○渡邊(本)委員 本年度より飛躍的な予算の増加を実現してもらわなければなりませんが、今後の予算獲得につきまして、通産大臣は強い決意を持って

いることと見ておきます。

さらに将来の鉱害対策であります。臨鉄法によつて百十億円の鉱害を復旧しましても鉱害がなくなるのではありません。毎年日々復旧するあとから新たな鉱害が発生しているのであります。人によっては年間十億円といい、六年間にわざか六十億円といい、新規発生量の推定もあります。この点通産省はどういうふうな対策を考えます。

○櫻詰説明員 古洞の調査につきましては今のお説通りでございまして、私は今年度といましては、現在の予算の中から三百五百万円の流用を大蔵省との間に折衝いたしまして、灾害の防

止に努めたいと思っております。さしあたりは

各鉱山が持つております原図を全部出

させておられます。それでこの照合調査といつ

たようなことから始めなければなり

ませんので、とりあえずは本年度二百

万円の予算を流用して原図を出させ、そして調査、照合ということから発足いたしますが、来年度は二千八百万円、再来年度は二千三百万円、合計いたしまして、大体三年間、二年半でございますが、三年度にわたりまして五千三百万円の予算によりまして、原図の照合から調査、科学的測量をいたしまして、一応完全な古洞連絡図を作ることによって、災害を未然に防ぎたいと考えております。

○渡邊(本)委員 本年度より飛躍的な予算の増加を実現してもらわなければなりませんが、今後の予算獲得につきまして、通産大臣は強い決意を持って

いることと見ておきます。

さらに将来の鉱害対策であります。臨鉄法によつて百十億円の鉱害を復旧しましても鉱害がなくなるのではありません。毎年日々復旧するあとから新たな鉱害が発生しているのであります。人によっては年間十億円といい、六年間にわざか六十億円といい、新規発生量の推定もあります。この点通産省はどういうふうな対策を考えます。

○櫻詰説明員 古洞の調査につきましては今のお説通りでございまして、私は今年度といましては、現在の予算の中から三百五百万円の流用を大蔵省との間に折衝いたしまして、灾害の防

止に努めたいと思っております。さしあたりは

各鉱山が持つております原図を全部出

させておられます。それでこの照合調査といつ

たようなことから始めなければなり

ませんので、とりあえずは本年度二百

万円の予算を流用して原図を出させ、そして調査、照合ということから発足いたしますが、来年度は二千八百万円、再来年度は二千三百万円、合計いたしまして、大体三年間、二年半でございますが、三年度にわたりまして五千三百万円の予算によりまして、原図の照合から調査、科学的測量をいたしまして、一応完全な古洞連絡図を作ることによって、災害を未然に防ぎたいと考えております。

○渡邊(本)委員 本年度より飛躍的な予算の増加を実現してもらわなければなりませんが、今後の予算獲得につきまして、通産大臣は強い決意を持って

いることと見ておきます。

さらに将来の鉱害対策であります。臨鉄法によつて百十億円の鉱害を復旧しましても鉱害がなくなるのではありません。毎年日々復旧するあとから新たな鉱害が発生しているのであります。人によっては年間十億円といい、六年間にわざか六十億円といい、新規発生量の推定もあります。この点通産省はどういうふうな対策を考えます。

○櫻詰説明員 古洞の調査につきましては今のお説通りでございまして、私は今年度といましては、現在の予算の中から三百五百万円の流用を大蔵省との間に折衝いたしまして、灾害の防

止に努めたいと思っております。さしあたりは

各鉱山が持つております原図を全部出

させておられます。それでこの照合調査といつ

たようなことから始めなければなり

ませんので、とりあえずは本年度二百

万円の予算を流用して原図を出させ、そして調査、照合ということから発足いたしますが、来年度は二千八百万円、再来年度は二千三百万円、合計いたしまして、大体三年間、二年半でございますが、三年度にわたりまして五千三百万円の予算によりまして、原図の照合から調査、科学的測量をいたしまして、一応完全な古洞連絡図を作ることによって、災害を未然に防ぎたいと考えております。

○渡邊(本)委員 本年度より飛躍的な予算の増加を実現してもらわなければなりませんが、今後の予算獲得につきまして、通産大臣は強い決意を持って

いることと見ておきます。

さらに将来の鉱害対策であります。臨鉄法によつて百十億円の鉱害を復旧しましても鉱害がなくなるのではありません。毎年日々復旧するあとから新たな鉱害が発生しているのであります。人によっては年間十億円といい、六年間にわざか六十億円といい、新規発生量の推定もあります。この点通産省はどういうふうな対策を考えます。

○櫻詰説明員 古洞の調査につきましては今のお説通りでございまして、私は今年度といましては、現在の予算の中から三百五百万円の流用を大蔵省との間に折衝いたしまして、灾害の防

止に努めたいと思っております。さしあたりは

各鉱山が持つております原図を全部出

させておられます。それでこの照合調査といつ

たようなことから始めなければなり

ませんので、とりあえずは本年度二百

万円の予算を流用して原図を出させ、そして調査、照合ということから発足いたしますが、来年度は二千八百万円、再来年度は二千三百万円、合計いたしまして、大体三年間、二年半でございますが、三年度にわたりまして五千三百万円の予算によりまして、原図の照合から調査、科学的測量をいたしまして、一応完全な古洞連絡図を作ることによって、災害を未然に防ぎたいと考えております。

○渡邊(本)委員 本年度より飛躍的な予算の増加を実現してもらわなければなりませんが、今後の予算獲得につきまして、通産大臣は強い決意を持って

いることと見ておきます。

さらに将来の鉱害対策であります。臨鉄法によつて百十億円の鉱害を復旧しましても鉱害がなくなるのではありません。毎年日々復旧するあとから新たな鉱害が発生しているのであります。人によっては年間十億円といい、六年間にわざか六十億円といい、新規発生量の推定もあります。この点通産省はどういうふうな対策を考えます。

○櫻詰説明員 古洞の調査につきましては今のお説通りでございまして、私は今年度といましては、現在の予算の中から三百五百万円の流用を大蔵省との間に折衝いたしまして、灾害の防

止に努めたいと思っております。さしあたりは

各鉱山が持つております原図を全部出

させておられます。それでこの照合調査といつ

たようなことから始めなければなり

ませんので、とりあえずは本年度二百

万円の予算を流用して原図を出させ、そして調査、照合ということから発足いたしますが、来年度は二千八百万円、再来年度は二千三百万円、合計いたしまして、大体三年間、二年半でございますが、三年度にわたりまして五千三百万円の予算によりまして、原図の照合から調査、科学的測量をいたしまして、一応完全な古洞連絡図を作ることによって、災害を未然に防ぎたいと考えております。

○渡邊(本)委員 本年度より飛躍的な予算の増加を実現してもらわなければなりませんが、今後の予算獲得につきまして、通産大臣は強い決意を持って

いることと見ておきます。

さらに将来の鉱害対策であります。臨鉄法によつて百十億円の鉱害を復旧しましても鉱害がなくなるのではありません。毎年日々復旧するあとから新たな鉱害が発生しているのであります。人によっては年間十億円といい、六年間にわざか六十億円といい、新規発生量の推定もあります。この点通産省はどういうふうな対策を考えます。

○櫻詰説明員 古洞の調査につきましては今のお説通りでございまして、私は今年度といましては、現在の予算の中から三百五百万円の流用を大蔵省との間に折衝いたしまして、灾害の防

止に努めたいと思っております。さしあたりは

各鉱山が持つております原図

も問題なく片づき、計画的な復旧工事が進められることができるのではないかと想ります。政府においても御検討を願いたいと思ひます。

○高崎國務大臣 現行の鉱業法の骨子となつておられます鉱業権制度及び監督措置の問題等は、これはすいぶん古く明治三十八年ごろさめられたものでござりますので、新しい経済事情に照らし検討を要する点があるようございまして、現在の境の実情に照らしまして、これに即応するように鉱業権の改正委員会を急速に作りまして、抜本的に検討いたしたいと存じます。ただいまして、これに即応するように鉱業権の改正委員会を急速に作りまして、抜本的に検討いたしたいと存じます。ただいまして、これに即応するように鉱業権の改正委員会を急速に作りまして、抜本的に検討いたしたいと存じます。

○渡邊(本)委員 ここでぜひお伺いいたしておきたいと思うことは、石炭不況対策についてでござります。政府は最近の石炭不況について、どのような現状分析を行なつておられるのか、さらには今後どのような対策を講じられようと考えておられるのか、ますお伺いいたしたいと思います。

○通説説明員 御承知のように、本年度石炭の生産は、合理化審議会におきまして五千三百五十万トンといふうに定められたのでござりますが、その後鉱工業の生産が予定よりもかばかしくいかないといふこと、あるいは非常な石炭の消費は非常に予定を大幅に下回ったわけでござります。下期におきましては大体鉱工業の生産も上期に比べまして六・五倍程度上昇す

る、こう思われますし、また下期の外貨の予算におきまして重油の輸入量を削減するということをいたしました

で、石炭の消費量はほぼ二千八百万トンあります。二千八百万トン弱でござりますが、一千八百万トン程度の消費があるものというふうに考えておりま

す。ただ御承知のように現在すでに一千七十万トンといふ非常な貯炭をかかえておりますために、下期におきまし

てこれを極力減らしまして、そうして来年の上期、いわゆる不需要期に向うころには、大体正常貯炭に近いような押さえざるを得ないのじやないかと

ふうに考えております。従来政府は五月二十九日の閣僚懇談会におきまして、まず財炭融資につきまして大体九月の末に四百二十万トン程度の業者貯炭ができるように、金融をつけようと

て、生産の方は二千五百万トン程度にじ各金融機関に流したのでござりますが、これは御承知のよろには所期の目的を達しまして、九月末の業者貯炭が四百三十万トン持つていたといふ

部分は、この特別融資のおかけであつたというふうに考えております。それからその際に、下期につきましては、輸入炭あるいは重油といったような石炭と競合する外国からの輸入エネルギーをできるだけ削減しようといふ申

して先ほど申し上げましたように、重油につきましては大体当初よりも五十五キロ予定よりも切るということにいたしまして、できるだけ国内炭を使

ようなどいふ措置をとつたわけでござります。

それからまた、電力等の大口需要者に対しましては、極力予定通り石炭を引き取つてもらうようにといふことを、通産省全体として業界に要望いたしました結果、大体現在すでに四百万トンといふ普通の貯炭量の約倍に相当する貯炭量を電力業界では引き取つておられますし、今後も大体年間、

当初の予定量はある程度無理でも、水

しおうという程度で、一千二百万吨程度までは引き取つてくれるといふ約束がついて、三日前にでき上つたばかりでござりますので、一番大口需要の電力

界が予定量を引き取つてくれるといふことになれば、相当石炭事情は好転す

ることになれば、相手に石炭事情は好転す

ることになれば、相手に石炭事情は好転す

ることになれば、相手に石炭事情は好転す

計一千七十三万トンに上つておると報せられておりますが、今後も貯炭の量

は増加するものと予測されておるのであります。昭和二十九年の石炭不況は、今年の御指摘通りでございま

るが、現在ございます業者貯炭のほうは、あの深刻な不況に突入したのであります。昭和二十九年の石炭不況は、今年の御指摘通りでございま

るが、現在ございます業者貯炭のほうは、あの深刻な不況に突入したのであります。昭和二十九年の石炭不況は、今年の御指摘通りでございま

るが、現在ございます業者貯炭のほうは、あの深刻な不況に突入したのであります。昭和二十九年の石炭不況は、今年の御指摘通りでございま

るが、現在ございます業者貯炭のほうは、あの深刻な不況に突入したのであります。昭和二十九年の石炭不況は、今年の御指摘通りでございま

るが、現在ございます業者貯炭のほうは、あの深刻な不況に突入したのであります。昭和二十九年の石炭不況は、今年の御指摘通りでございま

るが、現在ございます業者貯炭のほうは、あの深刻な不況に突入したのであります。昭和二十九年の石炭不況は、今年の御指摘通りでございま

るが、現在ございます業者貯炭のほうは、あの深刻な不況に突入したのであります。昭和二十九年の石炭不況は、今年の御指摘通りでございま

○通説説明員 石炭業界の危機が非常に深刻な要素をはらんでおりますこと

は、今年の御指摘通りでございま

るが、現在ございます業者貯炭のほうは、あの深刻な不況に突入したのであります。昭和二十九年の石炭不況は、今年の御指摘通りでございま

るが、現在ございます業者貯炭のほうは、あの深刻な不況に突入したのであります。昭和二十九年の石炭不況は、今年の御指摘通りでございま

るが、現在ございます業者貯炭のほうは、あの深刻な不況に突入したのであります。昭和二十九年の石炭不況は、今年の御指摘通りでございま

るが、現在ございます業者貯炭のほうは、あの深刻な不況に突入したのであります。昭和二十九年の石炭不況は、今年の御指摘通りでございま

るが、現在ございます業者貯炭のほうは、あの深刻な不況に突入したのであります。昭和二十九年の石炭不況は、今年の御指摘通りでございま

るが、現在ございます業者貯炭のほうは、あの深刻な不況に突入したのであります。昭和二十九年の石炭不況は、今年の御指摘通りでございま

組成されたところもござりますが、一番中小炭鉱の数の多い北九州等につきましては、中小炭鉱間の足並みがなかなかそろわないというようなことのために、組合の結成ということにまだ至らないといった事態は、非常に残念に思つておるところでございます。要はいかにして中小炭鉱の信用力を補強して、金を引き出すようにし得るかといふことでござりますので、われわれといたしましては、たとえは信用保証協会あるいは中小企業信用保険公庫といつたようなものを活用することによりまして、現在の中小企業金融公庫あるいは商工中金といふようなところから金が引き出せるようにということについて、できるだけの援助もし、また金融機関等に対しましても石炭業界の不況を訴えまして、そらして石炭業界から申し出があつた場合には、できるだけ寛大な態度で貸すようにといふことについては、できるだけあつせんしたいと考えております。要は先ほど申し上げました信用力をいかにして補強するかということにござりますので、できるならお互いに助け合つて信用力を補強するといったようなことに、業界の方面でもさらにな力されれるよう、役所の方としても及ばずながらできただけの努力はしたい、こういうふうに考えております。

鉱でなしに、お互の炭鉱が相協同して、そうして共同責任で金を貸りるということになれば、一つで貸りるよりははるかに貸りやすい、こう思われますので、まず組合を結成されること自体を、われわれとしては通産局を通じて非常にお勧めしているわけでございまして、そういう組合を作り、そうして個別の炭鉱ではなくしに、組合金融という制度で共同して危機を乗り切つていただくようになっていただきたいというわけでござります。

たら、その計画を達成するために、政府はあらゆる処置を講ずるべきではないかと思うのであります。政府の計画達成のための行政的指導力は、きわめて貧弱であるばかりか、何ら機動性のある有効な処置はとられていないのではないかと思うのであります。電力用炭が最もよい例であります。四月から九月までの実績では、電力用炭は計画五百七十七万トンに対して四百八十八万トンで、七二・四%にとまっております。これにかわって、一方重油は、四月から九月までは、計画に対しても一〇三%となつておりますが、七月までの実績を見ますと、一二二・2%という実績を示しておるのであります。政府は、このよくな電力用炭の引取減に対しまして、両業界にあせんに乗り出したのであります。その後一向進展しておりませんが、これはまだ局長さんの説明によつて、「一二三日」前話が片づいたというから、これは進んでお聞きいたしません。石炭産業は、労働人口四十万人、家族を含めますと、二百万人の人口を養つておるのみならず、石炭産業並びにその関連産業の消費する生活必需物資、生産資材の量は、莫大な額に上るのであります。従いまして、基礎産業たる石炭産業の衰微は、国家的に莫大な損失を来たすものといわなければなりません。石炭国であるドイツ、フランス、イギリス、またアメリカにおいては、このような考え方で立つて、石炭産業の育成には、あらゆる保護育成処置を講じておる現状であります。石炭が唯一の国内資源である我が国においては、これらの国以上の育成対策を考えらるべきであると信ずるのであります。長期エネルギー計

画の達成途上にある今日、重油が一時的に値下りしたからといって右往左往するようでは、まことに心もとないと思うのであります。このような議論が今ごろされているのは、私は、政府のエネルギー政策指導が貧弱であり、徹底しないためではないかと思うのであります。政府は、機会のあることに、石炭産業に対し、炭主油従の政策を強力に推進すると宣言しながら、現実は全く反対の結果を招来しつつあるのであります。果して政府はこの破局に瀕した石炭産業に対して、いかなる対策を打ち立てんとするか、所信を伺いまして、私の質問を終ります。

現のために油の運賃が下った結果、原価が下るといふことのため、政府はいろいろ行政指導をやつておるけれども、値段が安い、こういふうなことがおもなる理由で、なかなか政府の命令通り、また希望する通りに油の消費を節約してくれなかつたということのために、御説のごとく石炭の消費は減つていながら油の消費はふえる、こういう状態でありまして、これはまことに情ないわけである。こう存じまして、今年下半期におきましても石炭に競合する重油の輸入を減じたい、こういふうな考え方で進んだのでありますけれども、不幸にして重油といふことにつきましては、どうしても特殊の重油は必要だ、こういふうなことのために思い切つてこれを切ることができる、やむを得ず原油及び重油を通じまして五十万キロリットルを切つた、こういふうことと、その対策は幾つか講じておるようなわけありますけれども、どうしても今後のエネルギー長期対策に当りましては、石炭といふものについては消費と生産とを常にマッチするようにして、その景気不景気によって生じたエネルギーの差だけは重油によって調整していきたい、こう存するわけで、そういうふうな方針でもつて進みたいと存じております。

だ。こういったよろな趣旨であります。それと関連して私は日ごろから実は一つの不審を抱いておるのですが、全般に言つて人命救助なりあるいは死体の収容なりそういうことについて、一体国家の責任と、それから事業主なり本人の責任というか、そういうものの限界といふものは、どういふうに今この法制上なつておるのか、日常われわれが見聞する限りにおきましても、時には大へん矛盾を感じる。卑近な例がこの間全日空ですか、あれの飛行機が墜落した、そのときに海上保安庁かの艦艇が出動して盛んに救助作業に当つた、それが結局の負担でやつておるのか、会社の負担でやつておるのか、あるいは遭難者の負担でやつておるのか、私はそこまで知りませんが、そういう点は一体どういうことになつておるのか、また警察等においてもいろいろな事件などが起きた場合に、いろいろ御活躍なさいますが、そういうのを一体どういう限度において、どういう負担の仕方においてやつておるのか。

○長谷川委員長 先刻の理事会において決定いたしました通り、田中武夫君より要求のあります自転車競技の関係について、緊急の発言を許可いたします。田中武夫君。
○田中(武)委員 私はしばらく時間をおいて、競輪の特別益金の配分について、御要望の関係と、その寄付を受けた先の関係についても同じようなことが言えると思うのです。個々のケースによつては、競輪の特別益金の配分につきまして、競輪の特別競輪という名前で呼ばれております。田中武夫君がございましょうか。

○小出政府委員 競輪の中では、特にいわゆる特別競輪という名前で呼ばれておりますものの配分につきましては、御指摘の通り特別競輪という制度が、そもそも競輪関係法規の御審議の際に、国会の付帯決議において御要望のありましたスポーツの振興なりあると思うわけでございます。実はオリンピックの後援会が一千円以上の大穴を開けて、今問題になつておることは御承知の通りであります。このことにつきましては先日文教委員会において、まずその使途が明らかにせられております。従いまして、その使途の範囲内におきまして、具体的にどういふ分配をするかということにつきましては、特別競輪益金使途配分委員会といふもので設けまして、全国施設者協議会の会長であります現東京都知事を委員長といたしまして、関係官庁の委員あるいは関係のそれぞれの有識者を委員といたしました委員会において、公正に決定をするわけであります。その際にまずあらかじめ申

ることは、一体どういうふうになつておるのか、われわれ国民はどう理解したらしいのか、現在の法制上どこに規定によつてはこういうことになつておるのだ、こういう場合にはこうなんだといふことを一回資料として提出していただきたいと思います。私は私の方で一つ調べたいと思いますが、あまりまちまちなんで鉢山保安法の関係も、私は根本はその関係じゃないかと思うので、この際資料をぜひお願ひしたいと思います。これだけ要求しておきます。

○長谷川委員長 先刻の理事会において決定いたしました通り、田中武夫君より要求のあります自転車競技の関係について、緊急の発言を許可いたします。田中武夫君。
○田中(武)委員 特別益金の配分の年々の跡を見ますと、オリンピック後援会に一番多額の金が出ているようになります。一体最初から今日まで思つておられます。一体最初から今日までオリンピック後援会に幾らの金が出ておるのか、私の手元にもらつてある資料では三十一年度、去年のやつだけはもうつておりますが、その点からも出でております。従いまして、その使途のありましたスポーツの振興なりあるところの、これから他にもたくさん公共事業とか公共施設、福祉施設、こういうふうな配分をするかということにつきましては、特別競輪益金使途配分委員会といふもので設けまして、全国施設者協議会の会長であります現東京都知事を委員長といたしまして、関係官庁の委員あるいは関係のそれぞれの有識者を委員といたしました委員会において、公正に決定をするわけであります。その際にまずあらかじめ申

重点を置いて二、三お伺いたしたいと思ひます。

講をとるわけであります。その申請のそれぞれの団体の内容、それからど

財団法人日本体育協会並びに日本オリ

ンピック後援会両方の連名でもつて、その請願が参議院に提出されまして、その

規定によつてはこういうことになつておるわけなんです。この前にも私申し上

げましたが、特別競輪益金すなわち競

輪から上ってくるところの金は、いわ

ば公共の金ともいべきものであつ

て、その配分については十分注意を

し、その趣旨にのつとつての配分をや

らなければならぬ、こう思うのです

が、配分に当つて寄付先がその金をど

のように使うかを十分調へた上で、配

分を決定せられておると思うのです

が、そりやうな点についてはいか

がございましょうか。

○小出政府委員 競輪の中では、特にいわゆる特別競輪という名前で呼ばれております。田中武夫君がございましょうか。

○田中(武)委員 特別益金の配分につきましてお伺いいたしたい、これが、そもそも競輪関係法規の御審議の際に、国会の付帯決議において御要望のありましたスポーツの振興なりあるところの、これから他にもたくさん公共事業とか公共施設、福祉施設、こういうふうな配分をするかということにつきましては、特別競輪益金使途配分委員会といふもので設けまして、全国施設者協議会の会長であります現東京都知事を委員長といたしまして、関係官庁の委員あるいは関係のそれぞれの有識者を委員といたしました委員会において、公正に決定をするわけであります。その際にまずあらかじめ申

し上げますと、昭和三十年の七月に

七月の十九日にこれが採択されたので

あります。その請願の内容は、結局

メルボルンオリンピックあるいはアジ

アの競技大会等の後援ということの意

味におきまして、特別競輪を開催し

これに応援してもらら、こういう趣旨

ござります。その請願が参議院に提出されまして、その

規定によつてはこういうことになつておるわけなんです。この前にも私申し上

げましたが、特別競輪益金すなわち競

輪から上ってくるところの金は、いわ

ば公共の金ともいべきものであつ

て、その配分については十分注意を

し、その趣旨にのつとつての配分をや

らなければならぬ、こう思うのです

が、配分に当つて寄付先がその金をど

のように使うかを十分調へた上で、配

分を決定せられておると思うのです

が、そりやうな点についてはいか

がございましょうか。

○田中(武)委員 特別益金の配分につきましてお伺いいたしたい、これが、そもそも競輪関係法規の御審議の際に、国会の付帯決議において御要望のありましたスポーツの振興なりあるところの、これから他にもたくさん公共事業とか公共施設、福祉施設、こういうふうな配分をするかということにつきましては、特別競輪益金使途配分委員会といふもので設けまして、全国施設者協議会の会長であります現東京都知事を委員長といたしまして、関係官庁の委員あるいは関係のそれぞれの有識者を委員といたしました委員会において、公正に決定をするわけであります。その際にまずあらかじめ申

し上げますと、昭和三十年の七月に

七月の十九日にこれが採択されたので

あります。その請願の内容は、結局

メルボルンオリンピックあるいはアジ

アの競技大会等の後援ということの意

味におきまして、特別競輪を開催し

これに応援してもらら、こういう趣旨

ござります。その請願が参議院に提出されまして、その

規定によつてはこういうことになつておるわけなんです。この前にも私申し上

げましたが、特別競輪益金すなわち競

輪から上ってくるところの金は、いわ

ば公共の金ともいべきものであつ

て、その配分については十分注意を

し、その趣旨にのつとつての配分をや

らなければならぬ、こう思うのです

が、配分に当つて寄付先がその金をど

のように使うかを十分調へた上で、配

分を決定せられておると思うのです

が、そりやうな点についてはいか

がございましょうか。

○田中(武)委員 特別競輪の中では、特にいわゆる特別競輪という名前で呼ばれております。田中武夫君がございましょうか。

○小出政府委員 特別競輪の中では、特にいわゆる特別競輪という名前で呼ばれております。田中武夫君がございましょうか。

○田中(武)委員 特別競輪の中では、特にいわゆる特別競輪という名前で呼ばれております。田中武夫君がございましょうか。

る金額は、最初の昭和三十年のオリンピック、これはいわゆるメルボルンの大会でございますが、これに対しましては七千九百三百万五十八円という金額が総計において出でております。その内訳は全国競輪施行者協議会あるいは自転車振興会の連合会、日本競輪選手会、全国競輪施設者協議会といふらな主たるものには全国競輪施行者協議会が大部分、六千六百万円ということになつております。これが昭和三十年でござります。それから昭和三十二年度におきましては合計八千八百四十八万四千三百十六円という金額を繰り出しているております。それから御承知の通り昭和三十三年度といたしまして、先般特別競輪の委員会において一応支出予定として内定いたしましたものが七千五百円、こういう数字になつております。今年度のみならず特別競輪の全体の中で、確かにオリンピックの占める金額は相当大きいのでござりまするが、最初のオリンピック後援といふこととの趣旨、そのいきさつ等から見まして、またこれに要しますする不足金額がかなり大きいといふような点から、勢いこういうふうな多額の金額にならざるを得なかつたのではないか、こういふふうに考えております。

○高橋国務大臣 田中さんの御意見の
について大臣は政治的にどのようにお
考えでありますか。神聖なるスポー
ツ、しかも国際的なオリンピックに国
が代表選手を送るのに、ばくちの手先
で送る。そんなおかしいことはおやめ
になつたらどうですか。

かじうことはおかしな議論になりますが、出そうと思ったら幾らでも出せます。始末するところは幾らでもできるし、余分のものも出ているわけです。そこで今さら大臣ところで討論をして、自衛隊の飛行機一機始末したらどうされるじゃないか、こういうことも今さら言おうとは思いませんが、安易だなとうと思ひます。当然國として考えるべきものを、競輪といったような安易な手段によつてしまかなうという。しかもそれが今のお話のようですと、大体七千五百万円から八千万円の金が、毎年予算

おる。はなはだ寒心にたえないと思う
わけです。
それから局長にお伺いしますが、あ
なたも配分審査委員会の委員の一人と
して、配分のことについて協議をせられ
る際には、寄付先の目的あるいはその
団体の成果、こういうようなものは十
分に御検討になつたと思う。もちろん
今日一千万円以上の大穴をあけて問題
を起しておりますが、その当時は、オ
リンピック後援会といらものは藤山さ
んのような人まで関係をしておられる
ので、そういうことに疑惑を持つてい
なかつたと言えどぞれきりだと思ふう
ですが、一千万円もの金を一日や二日
で使うものではないと思うのですが、
そういうようなことについて、ある程
度委員会自体も配分に当つて調査をせ
られるとか検討をせられたと思うので
すが、そういうようなことについて何
ら危惧の念を持つようなことがなかつ
たのか、あるいはそういうことについて
てはもう事務的に、こゝきまつて いる
のだからといふようなことで、簡単に
寄付を決定せられたのか、そういうよ
うな点はいかがです。

ござりますが、公益法人を主管しておられます各関係官庁の方もおられまして、それらの方々の御意見なり、従来の経験等も十分伺った上で慎重に審議したわけでございます。しかしながら、今回問題にされておりますような事態につまきましては、それがどういうふうな事態になつておりますか、ただいま私の方も文部省にお願いをいたしまして詳細調査をいたしております。ある程度の報告も受けております。從いまして一応委員会といたしましては、もちろん申請団体の内容あるいは申請された金の使途等につきましては、慎重に審議して参ることで從来はやってきております。

その金が一応競輪といらものから出でた金であるということならば、それを管轄しておるところの通産省においても、そういう膨大な金がどのように使われていくかといふようなことについては関心を持って調査をし、あるはそういうことについて、こういう問題をどうにかしておきたいと、このように思つておる。

競輪というもののそれ自体は通産省が所管いたしておりますので、通産省としても重大な関心を持たざるを得ないとということは当然でございますが、それの寄付をいたしました相手方の団体、その個々につきまして直接通産省所管のものでありますれば、なんどございますが、通産省所管以外の団体が大部分あるいは全部でござりますので、それぞれの団体につきましては、やはりそれぞれの所管を通じまして監督をしていただくというのが適当ではありますし、また最も能率的である、かように考えて從来はそういうふうにやつて參りました。しかしながら、今回、今問題になつておりますような点が明らかになりました以上は、通産省といたしましても実は今回の問題が起ります前に、今年度の夏行われました特別競輪の益金使用委員会の益金配分に当りましては特に通牒を発しまして、それぞれの寄付を受けました団体から直接報告をとつて、どういうふうな使途に、いかにこれを使つたかといふようない報告を詳細にとるようになつております。従来はその点につきましてはそれぞれの所管厅において大体御調査をしていただくような建前にはなつておりましたけれども、今後はさらに一そら嚴重にやりたいと考えております。

する際に、その申請団体の所管省であります。あるいはオリンピック後援会であります。されば、文部省の副申があつておあります。して、この内容につきましては非常に妥当であるから、ぜひこれに交付してもらいたい、ということを受けております。するし、一応それらの点も信頼をいたしまして審査を行なつた。こういうふうな経緯になつております。

○田中(武)委員 競輪の經理の問題を、何回かここで取り上げてやつておるのですが、悪戻身につかずとでもいいますか、ともかく労せずして得た金であるというようなことからではなからうかと思うのですが、競輪関係の經理は、どの点を取り上げましてもすさんぎわまりないものではなからうかと思ふわけです。今のお話ですと、この配分の委員会は文部省の副申があるからそれで信用して出したのだ、こういうことですが、自分の金を八千万円、七千万円と出すのならもつと調査するだろうと思うのです。あまり労せずして得た、ぬれ手でアワの金であつたために、簡単に事務的に分けたようにも思いますが、そういうよくな点について遺憾であったということはお考えにならないでしようか。

たしました点もございました。相当真剣な議論が各方面において行われました結果配分をきめたのであります。ただ具体的に、オリンピック後援会の問題については、特に問題にはならなかつた、こういうことでござります。
○田中(武)委員 政府はいつもこういった委員会とか、調査会の議事録は公開せぬ、こういうようにいわれておりますが、この問題についてもその委員会においてどのようなことが討議せられたか、私知りたいのですが、その議事録がありますか。
○小出政府委員 特別競輪使途委員会は先ほど申しましたように、委員長は安井都知事でありますし、その事務局には当然議事録は保管してあると思いります。
○田中(武)委員 その議事録を一応見せていただきたいと思います。
それから先ほど申しましたように、あまり苦労せずに入ってくる金だから、配分あるいは用途等についても案外気安く、案外無責任に使われておる、こういうふうに思いますので、十分気をつけてもらいたいと思います。
それから本年度七千五百万円を予定しておる、こういうことですですが、こういった問題が起きた今日、この予定はどういうふうにせられるお考えですか。
あるいはまた体育協会の方へ振り向ける、こういうようなことをお考えになつておるということも聞いておりますが、この体育協会とオリンピック後援会とはその構成メンバーもほとんど同じ人であつて、表裏一体をなすものである。そういう点からオリンピック後援会がこうなつた、だからその金は体育協会へ出すのだ、こういうこと

は私許されないと思うのです。同時にまた体育協会の方も、オリンピック後援会があのようなことになつても、こういうことによつて競輪の特別益金が毎年大体予算と同じようにもらえるとくつっているようです。言うならば、こいつますか、安易な使い方がせられておる、こういうように思うのです。その結果が今日のような問題を起したと思うのです。その点についてはいかがでしよう。

育協会もたしか連名で申請があつたかと思ひます。それで文部省の報告によりますれば、日本オリンピック後援会、これは任意団体だそうであります。が、これ自体は三十三年の七月末日に、一応解散をして現在清算の段階に入つておる、こういう関係になつております。

○田中(武)委員 だからオリンピック後援会が解散をしたから、その予定をしておる七千五百万円は体育協会に出すんだ、こういふうに言っておられるわけだと思うが、そんなものは出すべきでない、こう言つておるわけです。いかがでしよう。

○小出政府委員 特別競輪益金使途委員会は八月の十三日に開催をされたのであります。その際に決定になつたのでございまして、その際の決定といつしましては、一応最初の申請はオリンピック後援会とそれから財団法人日本体育協会の連名でございましたけれども、すでに七月末日をもつて任意団体である後援会の方は解散いたしておりますので、寄付の相手方といいたしましては、財団法人日本体育協会といふことで配分委員会においては決定になつております。

○田中(武)委員 だから大体その任意団体に何千万円という金を出すことおかしいと思うのですが、その主体をなしておるといいますか、共同申請をしてきた体育協会、これが後援会と表裏一体で関係の人も一緒である、こういうところから今問題を起していることにつきましては、体育協会のメンバーがやはり私は問題だと思うのです。そういうところに出すべきしゃない、こういふうに申し上げているわ

けです。大臣いかがですか、あなたは大臣としては「きめ」と、もうそりいろいろところには出さない、こういふようなことを言つてもよいんじやないかと思うのですがどうですか。

○高崎国務大臣 通産省といたしましては、益金使途委員会といふものをおこして、そりしてその使途委員会において幹事會なり、委員会においてできるだけ相手方の使途について検討を加えまして、その結果これが是なりと信ずれば、あとの使い道は監督する係の省に十分責任を持つてやつてもらおうということにしてやつていただきたい、こういうふうに存じております。今のような問題がいろいろ起りますことにつきましては、これは当然益金使途委員会においてできるだけの主張をいたしたいと存しております。

○田中(武)委員 大臣の御答弁ではまだ私は満足はしませんが、大臣の言わることは一益金使途委員会において結論を出した後に考える、こうしたことありますので、私はその委員の一人である小出席局長にはつきりと申し上げておきますが、こうしたことに出すと、ますます競輪の經理といふものについて疑惑を持たれると思います。十分気をつけてもらいたいと思います。

それからオリエンピック後援会が一千万円以上の穴を開けた、こういふようなことに関連して、その関係者は相当政治的な運動資金を使つた、こういふ資金が使われたのはなからうかといつたよろしい疑惑を持つのです。今回

長にそういうことがあるかと言つたて、そういうことがござりますとほお答えにならないと思うのです。しかし一千円以上の穴の中で、そういうことに使われたということを聞いていることだけははつきり言われておるし、そういうことが新聞の記事になつて出ることによつて、世間は疑惑を持つておるということだけははつきり申し上げます。そういうことについて通産省、ことにこういつた競輪の疑惑を持ちやすいことを、直接監督しておられる局長は十分考えてもらわなければいけない、このように思うわけですが、どうでしようか。

ておりますけれども、そういうことがあってはならないということは当然でございまして、一つ十分調査をいたしまして、その調査の結果によつて善処をいたしたい、かようを考えます。

○田中(武)委員　いすれにしてもはつきりしていただきたい、このように思います。委員長の方から時間が約束の三十分を過ぎたからということですので、いろいろお尋ねしたいのですが、またあの機会に譲りたいと思います。

それぞれの社団なり財團に寄付されておるわけでございまして、いろいろな所にあやはござりますけれども、形式的な法律論としては、直接地方財政法四条の四に違反するというふうには解釈しておらないわけでござります。
○田中(武)委員 一たん競輪をやつて、その金が主催者の財政に入るわけなんですね。そして今度出すわけなんですね。ところがそれに幾らか配分を予定します。それで強制的割当というふうになりますので強制的割当といふふうになります。
せんが。

が、先ほど自治庁の方も、言葉のあやはあるが、こういうようなことだつたのですが、どうもすつきりわからぬのです。ともかく形式的には違反でない、それでは実質的にはどうかと、うごとなるわけなんで、どうもこういつた法規にかかるのじやないか。少くともまつ正面から正当である、間違いないといふらうような感じを受けないようなことは、なるべく差し控えた方がいいのじやないか、このように思うわけであります。そういう点から特別益金の配分あるいはこれに関連する自転車競技の施行等々についても再検討すべき必要がある、とのように思ひます。

○小出政府委員 まず日本オリンピック後援会と体育協会との関係でいきりますが、日本オリンピック後援会といふのは、日本オリンピックの後援会規約というものに基く任意団体ではありますが、本来その性格は日本体育協会の活動を財政的に援助するということが、この後援会の目的になつておるわけですが、おまけに日本

それからこの前に私のこの点について申し上げたときに、特別競輪の益金の配分について、申請あるいは配分の基準、そういうふうなことについて明確にしてくれ、こういうことを言っておつたのですが、そういうととにつけて何かお考えになつておるかどうかお伺いいたします。まだ考えておられないのでですか。

○小出政府委員 先般お答えいたしましたように、特別競輪の目的なり、そういうものを開催いたします本来の趣旨は、一番根源は国会における附帯決議ということでありまして、スポーツ

分配に問題してですか。これは、地方財政を主催した地方自治体へその金が入ってくるわけなんです。そしてそれから今度金が出されるわけですが、それしますと地方財政法第四条の四の割当的寄付金の禁止という条項に違反していくのじやないか、こういうように考えますが、その点いかがでしようか。

○山野説明員　自治体の融入に入つておきますのも、あくまでその団体として自主的にその金を施行者協議会に支拂われるわけでござりますから、従いましてこれは必ずしも強制的に国がそのものを指示して、國へ納めなさいといふ場合の強制寄付にはならないといふ工合に解釈しております。

それから警視庁の方が見えておらず、
ですが、これものこの前ちょっとお伺
いしたときに、私はお呼びしておったた
のですが、お見えにならなかつたの
で、質問をいたしまして答弁が保留に
なつておるので、ちょっとお尋ねい
たします。当委員会は競輪の經理の関
係について何回か聞いておることは御
承知の通りだと思いますが、その中

オリンピック後援会といふものと体育協会といふものとは御指摘の通り表裏一体の関係にある。従いまして日本オリンピック後援会が解散いたしましたあとは、一応競輪益金使途委員会においては、日本体育協会を相手方として、これに対する寄付ということを決定したわけでござります。

それから今第二段といたしまして御指摘がありました、いわゆる疑惑の持たれております体育協会なり、あるいはオリンピック後援会の経理の内容につきまして、かりに通産省関係者においてもそういう疑惑を持たれるようなことが——私はもちろんないと信じ

関係のそれぞれの所管庁とも十分相談をいたして決定いたしたい。なおこころいうような疑惑が起りましたような事件の内容が明らかになりましたが、お伝えられます。どうな事態が、かりに事実であるということになりました場合におきましては、特別競輪という度それ自体についても、相当の再検討

さいますが、今度の特別競輪の益金の問題につきましては、団体の方から出します場合にこれが強制的な寄付そのものであるかどうかということは、これはあくまで建前は自主的に地方団体がお出しになっているのじゃないか、また寄付先につきましても問題はないけれども、一応形式的にね

て特別競輪を開催するところとしておき、
治体の方から申請を受けまして、そな
に対してもこれを承認する。こういう機
好になっておりますので、やはり自治
体の方の自発的な意思によってやるよ
うに格好になつております。

受け取るのでなく、その代理者として所轄の警察署長が領収書を入れて受け取つておるらしい。その金は県の本部へ入るらしいが、それから先が問題なんですね。出勤した警官にはその身分、階級によつて若干金が出てゐるらしい。それはところによつて違うと思いますが、平巡回で一日百二、三十円出でいるら

しい。そうするとあの金は一体どういふことに使われておるのか。それは県の警察であります、正式な予算の歳入としてあげられておるのか、その点はどういうことなんですか。

○原(文)政府委員 お答え申し上げます。かつて競輪、競馬の施行者から直接受けた警備費として、その費用が支出されておつたことはあるのでござりますが、これはもちろん好ましくないことがあります。昭和三十一年の五月に関係各省、通産省、運輸省、農林省等とも警察庁の中におきまして協議いたしまして、それ以後は都道府県が施行する場合はもちろん別であります、都道府県以外の市町村が施行する場合におきましては、その警察に競輪、競馬あるいは競艇等の開催の場合に警備の出動を要請するのでございます。それはほんどのものが要請しておりますが、それに充てまするその警察の出動に対しまして、警備費として、昭和三十一年の五月二十五日以降は全部県の歳入に入れまして、そうして県におきましてこれを都道府県の歳入といたしまして経理をしている。そしてそれが、都道府県以外の市町村が施行する場合には全部県の歳入に入れまして、そうして県におきましてこれを都道府県の歳入といたしまして経理をしている。それが、都道府県以外の市町村が施行する場合には全部県の歳入に入れまして、そうして県におきましてこれを都道府県の歳入といたしまして経理をしている。それはほんどのものが要請してあります。

○田中(武)委員 县の方に入ると、やはり金額がたとえは四百円程度である、ところが受けた超過勤務手当は百二、三十円、これは階級によつて違らそ

うに思ひます。あれは私も聞いております。しかしその金額がたとえは四百円程度である、それから今四百円というお話を出ましたが、それは昭和三十一年の五

月に、ただいま申し上げましたように

各関係省と協議の結果、直接県の歳入にするということがきましたとき

です。そうすると相当県警察がピンはねしておるのではないか、こういうふうに思ひます。ところを出します。こういふことを出す。こうしたことだとだれでも

つかない

といふ

ころだらけのまんまで、以上お答え申し上げます。

○田中(武)委員 私は競輪場の警備は警察がやつて暴力団を使つて、こう言つておるのですから、出たことを云々しておるのではない。金をもらつて出て行くところに問題がある。その他のいろいろ人が寄つて、あるいは混雑するというようなところへ出て行くのは当然です。当然の任務として警察が出ていておるのに、なぜそういう金が出ておるのかということに不審を持つている。当然なことに警官が任務として出る、それに金が出るということに疑問を持っているわけです。

○原(文)政府委員 警察は金をもらうがゆゑに出ているのではありません。

先ほど来申し上げましたように、混乱の防止、あるいはまた犯罪の予防のため

に、当然の任務として出しているものでござります。従いまして、かりに将来

において市町村から、市町村といいますか競輪を施行するものから県に対し

て支出をしなくなり、県の歳入がなくなりました。警察は当然競輪、競馬

場の警備に出るのですござります。

○田中(武)委員 当然のことをおっしゃつているように思うのです。そこまで出ていくって警備をするのは当たりまえなんです。当たりますのことをやつておるのに、その出る方法が——県へ

も質問があつたようですが、第二十五条の三の行政代執行の際に、罹患者の死亡が確認されているという

ような場合は、この法律の適用を受けないといふふうに聞いておりましたが、

事実に対して、金が出るということだけは間違いないわけです。大臣、あなたは競輪の施行者の親分であります

が、どうです、そういうことに金を出

すといふことについてどう思いますか。

○高崎国務大臣 よく取り調べましてからお答えいたします。

○田中(武)委員 時間もないようす

し、委員長からだいぶ督促の日の合図があるようですからやめますが、私が今申し上げましたような一つ資料を作つて出してもらいたい。そのことに基いてさらに質問することを委員長にお願いしておきます。と同時に、文部省の体育局関係の人が帰ってきたらもう一度やりたい。なお文教委員会の方で、オリンピック後援会の問題に関連して参考人を呼ぶというようなことを言つているようであります。あるいはその際に向うでやるか、こちらの方にあらういう参考人に来てもららか、理事会で相談したいと思ひますので、よろしくお取り計らいを願います。

○長谷川委員長 本件についての質疑はこの程度にとどめます。

○長谷川委員長 鉢山保安法の一部を改正する法律案及び鉢山保安法の一部を改正する法律案につき質疑を続行いたします。鈴木一君。

○鈴木(一)委員 鉢山保安法の一部を改正する法律案について質問を申し上げたいと思います。先ほど渡邊委員から

おきましたが、通産大臣はかつて満州に

おられたところ、総裁の当時、非常な人情の美を發揮されて、まだにあなた

の美德に泣いておる人もあるわけであ

りますけれども、こういうような法律

は当りませんが、仕方がないのだといふうにお考えでしょか。

○小岩井政府委員 これは経営者に全責任を負わしてしまつて、政府側は知らない、こういうのは決してないの

でありますけれども、政府といたしまして、東中鶴の場合におきましても、災害が起りましたとして、もう一、二カ月で経営者が手をあげてしまつておりますけれども、政府といたしましては全責任を経営者に負わせるという

持つておるのです。経営者ができないことは死体を発掘しても経済的には何ら効

果がないからやらないのか、そういう

点はどうなんですか。

○小岩井政府委員 これは経営者に全責任を負わしてしまつて、政府側は知

らない、こういうのは決してないの

でありますけれども、政府といたしましては全責任を経営者に負わせるという

持つておるのです。経営者ができないことは死体を発掘しても経済的には何ら効

果がないからやらないのか、そういう

点はどうなんですか。

○高崎国務大臣 今回改正いたしたい

鉢山保安法の一部は、生命をまず守

るということが第一の趣旨で提案い

たしたわけでありまして、この保安法

の適用は、法的に申しますれば生命を

どうしてつなぐかというとの問題が

ありますけれども、鈴木委員の

お話をよく、遺族といったしますけれ

ば、生きておるということよりも、死

んだ遺骸をどうするか、これについて

は同じような感情を持つておるとい

うことは、私は全く御同感でございま

して、先ほど小平委員から御質問のあり

ましたよろくな工合に、国家とすれば、

ときには死体でも、これを収容するた

めに國家の費用を払つて、そつてこ

れを収容しておるではないか、こうい

う事実もあることでありますから、た

だいま保安法と離れますとして、行政指導

の一部分におきまして、死体が上らな

い、死体が出てないという場合には、こ

れはできるだけ努力いたしております

が、この点につきましては、もつと

もつと深く掘り下げて検討いたしたい

と存じておりますが、ただいまのところ、この保安法の一部分の改正は、生

命をどうして危険に瀕さぬようにや

うようなことは、人間社会の一つの德

義としても、私は許せないことだと思

ようすに自由裁量の余地が全然入れられられませんので、将来の法律改正の問題につきましては、一つの大きいポイントであろうかと存じますが、この問題につきまして自由裁量を入れまして処置するということにつきましては、問題も非常に大きい問題に触れるわけでございますので、将来ほかの条項と関連いたしまして十分検討いたして参りたい、かように考えております。

○福井政府委員 これは從来の法律の例から申しまして、五年の五十万といふような相當重くした規定になつておられます。ただ私どもこの規定で考えておりますよりな事例を全部排除し得るというふうにはもちろん考えておりませんので、行政指導ももちろん必要でございますが、そういうことの行われないよう日に般の常識が向上するといふことが基本問題であろうと存じております。

○録説明員 大体今申し上げました
数字のほとんど大部分は、お説の通り
執行猶予になつております。
○鈴木(一)委員 そうだとすれば、三
年を五年にしても、三十万を五十万に
してみても、これは大した実効が上ら
ないのじやないかといふうな感じも
するわけでござります。盜掘の起る原
因は一体どこにあるか、おそらく生活
収入を受けて、いるような人、並つて貧

予算といつたようなものも、三十三年度の約四倍のものを三十四年度には要りたしております。現在九十三万七千円という鉱業監督予算をとつておりますが、それを三百八十万程度来年要ります。ただ、動かぬ証拠を押えることにござつて、はつきりしたその次の処置がなされるとれるというようござつた、といふこと

当って、刑法上の犯罪であれば大いに点数がせきにもなるだろうと思ひますけれども、どうもこうういうふうな鉱業法の罰則については、あまり積極的な意も示さないのじやないか、また同時に暴力団との関係はないといつて、やはり従来のいきさつから相当深くつながりがあるために実績が上らぬといふふうな感じもするわけでござりますが、実際悪質な——善良なものではありますけれども、悪質な暴力行為を半うよらなく、あるいは暴力行為

の事実が相当あるのかどうか、あま
りこういうものはないのだ、そぞ重要
視する必要はないというふうなことな
のか、あるいは相当鉱業権の取り消し
の事実があり、しかもまた同一の人間
に鉱業権がまた取得されているという
ようなことなのか、その辺の事情を詳
しくお知らせ願いたいと思うのです。
○福井政府委員 仰せのような点がございまして、従来の取り消しの条項の
運用につきましては、鉱業権を持つて
おりますけれども、長い間ほつたらか
しいたしまして稼行していないという
ようなものにつきまして取り消しの処
置をいたした例が相當ござりますけれども、そのほかの事案につきましては
そぞ多くの例はございません。

○福井政府委員 従来適用いたしまして、た例は、それほど多くはないと存じておりますが、若干のケースはあつたことがあります。この際お知らせ願いたいと思います。

○鈴木(一)委員 従来の例を私が聞いたところでは、一応体刑にはなっておるけれども大部分が執行猶予になつておる、従つて軽く取り扱われているというふうなことも聞いておるのであります。が、それは事実でしょうか。

○福井政府委員 石炭の方につきましては、三十二年中に福岡通産局管内におきまして盜掘に対する摘発件数が百八十件ございますが、そのうちの処分状況を申し上げますと、起訴が四十四件ござります。うち体刑が三十二件ほどございまして、罰金刑が二件、公判中のものが九件、不起訴のものが百十七件、起訴処分前のものが五件、その他が十四件、こういうような福岡通産局管内の盗掘に関する例はござります。

困者はこういふうな行為はしないだ
ろうと思うのです。むしろやはり暴力
だとあるいはそれに近いようなもの
が組織的に——盗掘といえどもやはり
これは一つの企業でもありますから、
一つの組織的にやつておるのだろうと
思うのであります。そういう盗掘の
実態はどういうふうになつておるの
か、お聞かせ願いたいと思います。

○機詰説明員　ただいま鈴木先生の
おつしやいました通り、大体北九州及び
山口県下におきましては、相当組織的
的な暴力行為による脅迫等を伴つた盗
掘といったようなものが相当あるわけ
でござります。そういう場合には、も
ちろんそれ自身の脅迫等の関係でも処
罰されますし、またあるいは火薬等の
不法所持という見地からも犯罪を構成
するわけでござりますので、通産局と
いたしましては、警察と連絡をとりま
して、できるだけ発見次第これを告発
し、そして現場を急襲して証拠を押
えるということに努めておるわけでござ
います。しかし何分にも予算、人員
等の制約がございまして、現場を押さえ
るという場合にも、ただ行ってみたら
逃げられたといったようなことがあります

とで、ただいま大蔵省と予算関係の折衝をいたしております。
○鈴木（一）委員 とかくこういったところの暴力行為に類するものが、見のがされるような傾向が非常にあると思ひます。この際悪質な組織的な暴力団の盗掘に対しては、むしろ刑法二百三十九条の物盜罪というようなものを適用した方が、かえつて効果が上るのでないかというような感じがするわけでござります。鉱業権の性格そのものが、どちらかといふと何でもかんでも早く届出した者に排他的な、独占的な占有権が確立されると、いろいろなことになつておりますけれども、それがあくまでも一応ここは自分のものだということを宣言するというか、俗な言葉で言えば、これはおれのものだといふことで、それがはつきりした所有権まで認証されているというふうに鉱業権が承認されないというか、適用がそういふふうになつていないので窃盜罪として、そのものに対する比較的軽い取扱いをしておるのじやないかというふうを感じるわけでございます。また警察の方も、こういうものを摘発するに

○鶴井政府委員 お話をのように御指摘になりました問題点につきましては、確かに一つの御意見であろうと存じてあります。この盗掘につきましてはほとんど大部分が石炭山でございまして、金風山につきましてはあとで練習をいたさなければなりません関係もございまずして、またほとんど盗掘の行われるような事情がないようでござりますが、石炭山につきましては盜侵掘といふ問題が常にございまして、今回の法律改正も石炭鉱業についての問題を対象的に主として考えておるわけでござります。それで物盗罪を適用してはどうか、こういう問題でござります。この点につきましては、実は鉱業法の建前ですが、旧鉱業法におきましてはまだ掘採されざる鉱物は国の所有とするといふように、まだ掘つておりません地下の鉱物につきましては、国の所有であるというふうな規定が元の鉱業法にはあります。従いましてこれを掘りました場合に窃盗罪といふ

が、改正になりました現行鉱業法では、第七条に、まだ掘採されない鉱物は鉱業権によるものでなければ掘ってはいかねといふ規定がしてあるわけでござります。そこら辺が窃盜罪を適用することの問題がある点でございまして、今回の問題の罰則の規定の仕方につきましては、無主物といふよろんな法律的観念で取り扱つておるわけでございません。まして、法律上の鉱物の性格といたしましては無主物といふよろんな法律的観念で取り扱つておるわけでございません。そこで、直接に窃盜罪を適用することができないよろなことで、書き方がこの改正法律案にあるような書き方に相なつておるわけござります。従いましてこの点も非常に大きい鉱業法の問題点として将来考えていかなければならぬ點でございまして、採掘されない鉱物をどういうふうに考えていくかが、という点は、今後他の条項と同じよう十分検討いたしてやらなければならぬ点だと思います。

かかるのか、その点の見通しを一つお聞かせ願いたいと思ひます。

○福井政府委員　お話を点につきましても、至急に検討いたして参りたい。かように考えておりまして、現在でも内閣で検討いたしておりますが、来年度予算に鉱業法の改正審議会の経費も要求いたしまして、予算をつけていただきたい。かように考えて関係方面と相談をいたしております。

○鈴木（一）委員　今までの問題に直接関連してくると思うのでござりますが、鉱業法の十七条の鉱業権者の資格でござりますけれども、この条文を見ると、日本国民並びに日本國法人であればだれでもがこの権利者になれるということになつておりますけれども、これは国民機会均等というような思想からすれば、一面うなづける点もありますと私は思います。しかし他面鉱業権のような非常に高価な、しかも排他的な、独占的な権益が、鉱業の事業を行う能力がないにもかかわらず、ただとにかく先願さえすれば自動的に権限が与えられるというふうなところに、いろいろ複雑な問題を発生する原因にもなつておるだらうと私は思ひます。鉱業権の取得に対し、先ほどからも局長が言われる通りに、能力主義を繰り返すが、大体のお考えがおありになればこゝの際一つお聞かせ願いたいと思います。

○福井政府委員　現行の鉱業法の改正をいたしまして能力主義を取り入れる

かどうか、この問題は鉱業法が現在先
題点の一つでございまして、外国の立
法例について調べてみましても、先顧
主義を採用いたしておりますところも
ありますれば、能力主義を加味してお
るところもあるようでございます。そ
れでは能力主義をとりまして鉱業権者
の資格でありますとか、あるいは能力
でありますとか、こういった点につき
ましてどういう要件を加味したらいい
かということになりますと、いろいろ
問題点もございまして、現在のところ
能力主義を採用するかどうか、この点
を非常に大きい問題といたしまして、
でき得れば能力主義を採用いたした
い、こういう考え方で考えてはおりま
すけれども、影響するところが非常に
広いございまして、また運用の問題も
必ずしも点が考えられますので、改正
審議会で——この審議会には各方面の
権威者の方々に委員になつていただき
たいと思つておりますが、ここで十分
御検討をいただこう、かように考えて
おります。

あるところの探鉱ということについて
あまり力を入れてない。それで鉱山
ブローカー、いわゆる山師、山師とい
う言葉はここから出たのだろうと思いま
すが、この山師が山野を跋渉して露
頭を見つける。そしてこの見つけた
露頭に対して鉱業権を取得し、ある程
度試掘を試みて大体有望だということ
になつてくると、それを転売したり、
あるいはまた大企業がそれを見に行つ
て、たたいて買うといふような形で、
日本の鉱業が発達して今日まで来たと
思うのでございますが、日本の過去の
発展過程からすれば、そういうふうな
時代も一つの過程としてやむを得な
かつたことと存りますけれども、今日
のような段階にくれば、特に資源の少
い日本の実情においては、もう少しそ
ういう鉱山ブローカーとか山師の探鉱
にたよることとななく、國自身が相当の予
算をもつて、そうして探鉱事業に積極
的に参画し、そうしてこれなら大丈夫
だというものが見つかつたならば、こ
れを入札制か何かにして事業者に売り
渡すとか、そういうような形をとること
とも、この際必要な段階に来ていやし
ないかという感じまでするわけであり
ますが、そういう点に対しても當局は
どんなような考え方でござりますか伺い
たいと思います。

者といたしましては、探鉱といふことはやはり非常な重点を置いていろいろ考えておるわけでございますが、たゞ今の建前ではできるだけ企業の自主的な探鉱に、政府がそれが行われやすいうように助成をするという行き方を主としてとつております。そういうことから主として中小鉱山の探鉱につきましては、本年度も五千万円の探鉱補助金を出しておるわけでございますが、三十四年度の予算におきましてもさらに増額をして出したい、かよくなことで大蔵省と折衝をいたしておるわけでござります。そのほか税制上の優遇措置をもとつておるようなわけでございます。なお、直接やつたらどうかといふ点につきましては、前国会で北海道地下資源会社というのができただけでござりますが、これが北海道の地域に限定されではありますけれども、国の地下資源の探鉱をやるという使命でできてる会社でござります。

それから七十七条の租鉱権の問題でござりますが、地下資源の開発は、原則的にあくまでも鉱業権者当人が、これの鉱業経営をやっていくということが望ましいと思います。そのために鉱業権を取得したのだだらうと思うわけですがございますが、しかしながら國のよくな經濟的な、あるいはまた自然的な特殊性からしまして、また從来の経過から見ましても、この租鉱権制度も地下資源の開発の一つの方法としてやむを得ない一面もあると私思います。しかしながらこの租鉱区の面積があまりにも零細過ぎるために、鉱業經營の規模も零細となつて、鉱業法あるいはまた鉱山保安法に規定されておりますところのいろいろな義務の履行をなし得ないような弊害も生ずるおそれなしとしないと思うのでありますし、また最近のような石炭業界あるいは一般鉱業界の不景氣からすれば、こういったふうな租鉱区が非常に零細化する可能性も大いにあるのではないかといふ懸念もされるわけでござります。従つてこの租鉱区の面積に対してもある程度經營規模を考えながら、一定の制限をする必要もありはしないかともうふうにも考えられるわけであります。が、その点についてはいかがでしようか。

行われるといふよくな。非常に複雑事態も探鉱上についてはあるようであります。ここら辺の問題等につきましては、ただいま仰せのような点、十りますが、この租鉱権の面積につきましては、法律上制限はないのでございまして、ただ残鉱を処理するというのを一つの目的になつておられます関係上、經濟的にどうしても自然面積が制限されてくる。こういう実情に相なつてゐるわけでござります。今後十分検討をして参りたいと存じます。

○鈴木（一）委員 今私が申し上げましたような粗鉱権者において、鉱業法あるいは鉱山保安法に規定された義務遂行ができるないといふよくな事態は出来なかつたのですか。

○小岩井政府委員 従来租鉱炭鉱にましましては非常に期間の短かいのがございまして、大体法定の期間も五年以内になつております。実際問題といしましては、一年、二年といつたなく短期間のものが多いわけです。従て保安規則のいろいろな要求をいたしましても、でき上るところにはもう済んでしまうというような状態のものがございまして、全般的には非常に悪いだけです。従つて租鉱炭鉱の灾害も非常に多くて、最近の重大災害でも租鉱から起つておるもののがかなりござります。これは東中鶴がそうでございますし、名古屋の七福炭鉱もそうでございます。そのほかにも重大災害で租炭鉱から起りましたものも数多くござります。概して非常に鉱区が狭いのと時間が短いので十分な保安施設ができないといふような状況でござります。

○鈴木（一）委員 今この点も将来大いに検討していただきたいと思います。それから鉱区の分割の問題が最近方々で起つておるようありますが、特に經濟不況といふよなことから鉱業権の一割譲渡の方法として、鉱区を分割して他に売買するといふよなことを盛んに行われておるようにも聞いておりますけれども、これによって鉱業經營上、あるいはまた鉱山保安上弊害を生ずるおそれがあるような感じがいたしますけれども、かよくな事実がないのかどうか、あるとすれば、これに対する対策、それは勝手に売買するのだからどうにもならないということなのかも、その点についてお伺いしておきたいと思います。

でいるといふよな点から、それが保
安的に支障を生じないよな合理的な
格好で運用されるということにつきま
しては、今後できるだけ注意していき
たいと考えております。

○鈴木(一)委員 今施業案の話が出て
いたので、これに関連してお伺いしたいと
思いますが、鉄業行政上、施業案の認
可ということは、非常に重要な問題で
あります。現在聞くところによれば、
この施業案の認可に關して、
各通産局がやることになつております
けれども、その認可の記載の要領と
か、認可の基準がそれぞれまちまちで
統一されていないといふよなことを
聞いております。従つてその
ために種々行政上の欠陥もあるやに聞
いておりますが、果して事實そうなの
か。もしそうだとするならば、これは
当然記載しやすいようだ、できるだけ
簡単に規格の統一をする必要がありは
しないかと思うのであります。その
点は実態はどうなつておりますか。

○楳説明員 お説の通り、現行では
各通産局長が、それぞれ要領を定めて
やるということになつておりますが、
いろいろ最近重大灾害の頻発というよ
うなことにもかんがみまして、かねて
内部で統一して検討しておつたわけで
ございまますが、すでに成案を得まし
て、関係各局の各通産局からも担当者
を全部呼びまして一応の説明会を終り
ました。こゝ近い機会に全国統一した
要領を告示するということになつてお
ります。

○鈴木(一)委員 その点は了承しまし
た。せつかく規格を統一して基準を統
一して施業案を作られても、果してそ
の施業案を認可した通り操業が行われ
ります。

ているかどうかといふことが問題であると思います。そこに災害発生の重大な問題がひそんでおると思いますけれども、現在の行政官厅の予算あるいは人數ではとても足りないのだ。金もない、人も少ないために施業案通り実行されるかどうかの十分な監督ができるのだと、あるいはまた指導ができるのかと思いませんけれども、今の人數は十分なのか足りないのか、金は十分なのか足りないのか、そういう点についても、せつから大臣をおられることでありますから、十分お聞かせ願いたいと思います。

おそらくこれは十分ではない控え目な
要求じゃないだろかと思いますが、
少くともこれくらいは通るよくな大臣
の格別の努力を要望したいと思いま
す。

○高崎國務大臣 この監督官の実際の
仕事を見てみますと、実に予算が足り
ないために中小炭鉱のごときは一年に
一回くらいしか行っていない。しかも
それは走りで行っておるということです
ありますから、これはどうしてもやは
り予算をふやして十分監督しなければ
ならぬということは、私はこの間実地
に参りましたして痛感したのであります。
○鈴木(一)委員 はなはだ率直でけつ
こうだと思いますが、ぜひこういう問
題については積極的な熱意を示しても
いいとも聞いております。それからこまか
い問題でありますけれども、施業案の
審査に相当日にちがかかるというふう
なことを聞いておりますが、施業案と
いうものは提出すればそんなに日にち
も要せず簡単に認可になるのかどう
か、その点と、それから施業案の違反
の行為は相当あるかと思います。そ
の中には違反はしたくないけれども、
資金難のためにやむを得ず違反する
ものもあるだらうと思いますし、また
同時に最初から役所に出す書類はこれ
いいのだ、しかし実際はこうだとい
うことで、悪質な違反行為も中にはあ
るだらうと思うでござりますが、そ
れに対して悪質なものに対する第百九
十二条の規定による罰則の適用とい
うものが実際あるのかどうか、ただ罰則
は有名無実なものなのかどうか、そ

いう点について一つお聞かせ願いたい
と思います。

○福井政府委員 施業案につきまして
は、御承知のように鉱物を合理的に開
発するという見地からの問題と、それ
から保安上の見地からの問題と、こう
いう二通りが施業案の一つの使命に
なっておるわけであります。問題に
なるのは主として保案上の見地から
して、通産局に出されました場合に具體
的に申し上げますと、鉱山部とそれか
ら保安監督部と両方が相談をいたしま
して決定をいたしておるわけでござい
ますが、格別の問題がないものはせい
ぜい二週間前後で、私は処理されてお
るようになります。ただ特別の問題のござ
いますのは、なかなか手間を取る、いろいろのが実態であ
るわけでございます。

○鈴木(一)委員 今の百九十二条の適
用が相当あるのかどうか、ほとんどこ
ういうものは適用されていませんか
うか、そういう点も一つお聞かせ願い
たいと思います。

○小岩井政府委員 施業案違反につき

ましては、特に中小炭鉱で相当違反事
項がござります。最近調査いたしまし
た中小炭鉱の——九州でござります
が、実態調査におきましても、相当施
業案違反をやつておる。極端に申しま
すと、中小の小の方では施業案違反、
しかしこの施業案違反につきましては
非常に重要な事項の違反であります
が、大体八億のうち四億八千万程度に
相当するものが未払金を留保いたして
おります。従いまして未払金を留保し
てない、いわゆる供託金で最後の担保
をしなければいかぬというものは鉱害
の量にしまして三億二千万円一応ある
わけでござりますが、現在の臨鉱法の
建前で行きますと、炭鉱の負担が大体
五〇%となつておりますので、一億六

明いたしませんけれども、施業案違反
によつて作業の全部または一部をとめ
た例はかなりござります。

○鈴木(一)委員 この点も一つ監督が
なるのは主として保案上の見地から
して、通産局に出されました場合に具體
的に申し上げますと、鉱山部とそれか
ら保安監督部と両方が相談をいたしま
して決定をいたしておるわけでござい
ますが、格別の問題がないものはせい
ぜい二週間前後で、私は処理されてお
るようになります。ただ特別の問題のござ
いますのは、なかなか手間を取る、いろいろのが実態であ
るわけでございます。

○鈴木(一)委員 大体石炭について申

上げますと、石炭の一箇年間の鉱害は推
測的に十五円といふことになるわけ
でござります。従いまして二十円の範囲
で、一億六千万を千百万割りますと
も十分監督なり積極的な、いい意味に
おいての監督ができるようにしていた
多々するなりして、この問題について
行き届くようにお願いしたいと思いま
す。大体石炭業なんかに携わつておる
人はどうも柄が悪いというか、少し言
葉が過ぎるかもしませんけれども、
むちやくちやな人が多いような感じも
しますので、人數をふやすなり予算を
立てたときに、一体一億六千万円の鉱害
を抱えている炭鉱がどの程度の出炭を
しているかということを計算いたして
います。御承知のように、この規定によ
りまして最高二十円まで、ということに
なつておりますので、一億六千万円を
稼ぐために、一千六千トントン程度になつておりますの
でやつておれば、大体未払金制度と併
用いたしまして十分カバーできるとい
うことになつておりますが、実は個々の炭
鉱について見ますと、どうも払い
方があまりよくないといふものもござ
いますので、現在の法律の定めて
おります二十円の範囲内におきまして
できるだけ——これは鉱害の最後の担
保でござりますので被害者が安心でき
るよう、十分に積ませるよう努め
たいと思つております。

○鈴木(一)委員 これも少し行き過ぎ
たことになるかもしませんけれども、
供託金制度は非常にいい制度だと思
います。従つてこの制度を履行できない
ような能力のないもの、資力のないも
のに対しても施業案の認可はしないと
いうふうなところまで、この制度はい
い制度として必ず実行できるようにな
ります。従いまして未払金を留保し
てない、いわゆる供託金で最後の担保
をしなければいかぬというものは鉱害
の量にしまして三億二千万円一応ある
わけでござりますが、現在の臨鉱法の
建前で行きますと、炭鉱の負担が大体
五〇%となつておりますので、一億六

千万円程度金が積まれれば、大体三億
二千万ある鉱害は十二分にやつて行け
るということになつておるわけでござ
ります。御承知のように、この規定によ
りまして最高二十円まで、ということに
なつておりますので、一億六千万円を
稼ぐために、一千六千トントン程度になつておりますの
でやつておれば、もう一度認可
して、被害者あたりが安心できるよ
うにという格好で、その鉱害をいかに
處理するかといふ見地からは、先ほど
申し上げましたように、積み方の足ら
ぬ人間にはできるだけ規定通り積むよ
うに、また二十円以下で一個々の炭
鉱によって金額が違つておりますの
で、状況によって二十円以下におい
て、もう少し金額を引き上げるとい
うことについては、できるだけの措置を
講じていただきたいと思つております。

○福井政府委員 ただいまの点につき
ましては施業案認可を中止するとい
ふ話でございましたが、現行法の百二
十条に供託金を供託しない場合には、
事業の中止を命ずることができるとい
う罰則に相当する規定が置いてござ
います。

○鈴木(一)委員 最後に伺いたい

のですが、鉱業の実施と一般公益並び

に他産業との調整というふうな問題

が、最近特に多くなつておる、またな

りつつあるというふうに見ておるわけ

でござりますが、非常に人口が多くて

土地が少い。従つて資源も少いとい

うふうなところまで、この制度はい

い制度として必ず実行できるようにな

ります。従いまして未払金を留保し

てない、いわゆる供託金で最後の担保

をしなければいかぬというものは鉱害

の量にしまして三億二千万円一応ある
わけでござりますが、現在の臨鉱法の
建前で行きますと、炭鉱の負担が大体
五〇%となつておりますので、一億六

千万円程度金が積まれれば、大体三億

二千万ある鉱害は十二分にやつて行け
るということになつておるわけでござ
ります。御承知のように、この規定によ
りまして最高二十円まで、ということに
なつておりますので、一億六千万円を
稼ぐために、一千六千トントン程度になつておりますの
でやつておれば、もう一度認可
して、被害者あたりが安心できるよ
うにという格好で、その鉱害をいかに
處理するかといふ見地からは、先ほど
申し上げましたように、積み方の足ら
ぬ人間にはできるだけ規定通り積むよ
うに、また二十円以下で一個々の炭
鉱によって金額が違つておりますの
で、状況によって二十円以下におい
て、もう少し金額を引き上げるとい
うことについては、できるだけの措置を
講じていただきたいと思つております。

○福井政府委員 ただいまの点につき

ましては施業案認可を中止するとい

ふ話でございましたが、現行法の百二

十条に供託金を供託しない場合には、

事業の中止を命ずることができるとい

う罰則に相当する規定が置いてござ
います。

○鈴木(一)委員 これも少し行き過ぎ

たことになるかもしませんけれども、
供託金制度は非常にいい制度だと思
います。従つてこの制度を履行できない
ような能力のないもの、資力のないも
のに対しても施業案の認可はしないと
いうふうなところまで、この制度はい

い制度として必ず実行できるようにな

ります。従いまして未払金を留保し

てない、いわゆる供託金で最後の担保

をしなければいかぬというものは鉱害

の量にしまして三億二千万円一応ある
わけでござりますが、現在の臨鉱法の
建前で行きますと、炭鉱の負担が大体
五〇%となつておりますので、一億六

千万円程度金が積まれれば、大体三億

二千万ある鉱害は十二分にやつて行け
るということになつておるわけでござ
ります。御承知のように、この規定によ
りまして最高二十円まで、ということに
なつておりますので、一億六千万円を
稼ぐために、一千六千トントン程度になつておりますの
でやつておれば、もう一度認可
して、被害者あたりが安心できるよ
うにという格好で、その鉱害をいかに
處理するかといふ見地からは、先ほど
申し上げましたように、積み方の足ら
ぬ人間にはできるだけ規定通り積むよ
うに、また二十円以下で一個々の炭
鉱によって金額が違つておりますの
で、状況によって二十円以下におい
て、もう少し金額を引き上げるとい
うことについては、できるだけの措置を
講じていただきたいと思つております。

○福井政府委員 ただいまの点につき

ましては施業案認可を中止するとい

ふ話でございましたが、現行法の百二

十条に供託金を供託しない場合には、

事業の中止を命ずることができるとい

う罰則に相当する規定が置いてござ
います。

○鈴木(一)委員 これも少し行き過ぎ

たことになるかもしませんけれども、
供託金制度は非常にいい制度だと思
います。従つてこの制度を履行できない
ような能力のないもの、資力のないも
のに対しても施業案の認可はしないと
いうふうなところまで、この制度はい

い制度として必ず実行できるようにな

ります。従いまして未払金を留保し

てない、いわゆる供託金で最後の担保

をしなければいかぬというものは鉱害

の量にしまして三億二千万円一応ある
わけでござりますが、現在の臨鉱法の
建前で行きますと、炭鉱の負担が大体
五〇%となつておりますので、一億六

千万円程度金が積まれれば、大体三億

二千万ある鉱害は十二分にやつて行け
るということになつておるわけでござ
ります。御承知のように、この規定によ
りまして最高二十円まで、ということに
なつておりますので、一億六千万円を
稼ぐために、一千六千トントン程度になつておりますの
でやつておれば、もう一度認可
して、被害者あたりが安心できるよ
うにという格好で、その鉱害をいかに
處理するかといふ見地からは、先ほど
申し上げましたように、積み方の足ら
ぬ人間にはできるだけ規定通り積むよ
うに、また二十円以下で一個々の炭
鉱によって金額が違つておりますの
で、状況によって二十円以下におい
て、もう少し金額を引き上げるとい
うことについては、できるだけの措置を
講じていただきたいと思つております。

○福井政府委員 ただいまの点につき

ましては施業案認可を中止するとい

ふ話でございましたが、現行法の百二

十条に供託金を供託しない場合には、

事業の中止を命ずることができるとい

う罰則に相当する規定が置いてござ
います。

○鈴木(一)委員 これも少し行き過ぎ

たことになるかもしませんけれども、
供託金制度は非常にいい制度だと思
います。従つてこの制度を履行できない
ような能力のないもの、資力のないも
のに対しても施業案の認可はしないと
いうふうなところまで、この制度はい

い制度として必ず実行できるようにな

ります。従いまして未払金を留保し

てない、いわゆる供託金で最後の担保

をしなければいかぬというものは鉱害

の量にしまして三億二千万円一応ある
わけでござりますが、現在の臨鉱法の
建前で行きますと、炭鉱の負担が大体
五〇%となつておりますので、一億六

千万円程度金が積まれれば、大体三億

二千万ある鉱害は十二分にやつて行け
るということになつておるわけでござ
ります。御承知のように、この規定によ
りまして最高二十円まで、ということに
なつておりますので、一億六千万円を
稼ぐために、一千六千トントン程度になつておりますの
でやつておれば、もう一度認可
して、被害者あたりが安心できるよ
うにという格好で、その鉱害をいかに
處理するかといふ見地からは、先ほど
申し上げましたように、積み方の足ら
ぬ人間にはできるだけ規定通り積むよ
うに、また二十円以下で一個々の炭
鉱によって金額が違つておりますの
で、状況によって二十円以下におい
て、もう少し金額を引き上げるとい
うことについては、できるだけの措置を
講じていただきたいと思つております。

○福井政府委員 ただいまの点につき

ましては施業案認可を中止するとい

ふ話でございましたが、現行法の百二

十条に供託金を供託しない場合には、

事業の中止を命ずることができるとい

う罰則に相当する規定が置いてござ
います。

○鈴木(一)委員 これも少し行き過ぎ

たことになるかもしませんけれども、
供託金制度は非常にいい制度だと思
います。従つてこの制度を履行できない
ような能力のないもの、資力のないも
のに対しても施業案の認可はしないと
いうふうなところまで、この制度はい

い制度として必ず実行できるようにな

ります。従いまして未払金を留保し

てない、いわゆる供託金で最後の担保

をしなければいかぬというものは鉱害

の量にしまして三億二千万円一応ある
わけでござりますが、現在の臨鉱法の
建前で行きますと、炭鉱の負担が大体
五〇%となつておりますので、一億六

千万円程度金が積まれれば、大体三億

二千万ある鉱害は十二分にやつて行け
るということになつておるわけでござ
ります。御承知のように、この規定によ
りまして最高二十円まで、ということに
なつておりますので、一億六千万円を
稼ぐために、一千六千トントン程度になつておりますの
でやつておれば、もう一度認可
して、被害者あたりが安心できるよ
うにという格好で、その鉱害をいかに
處理するかといふ見地からは、先ほど
申し上げましたように、積み方の足ら
ぬ人間にはできるだけ規定通り積むよ
うに、また二十円以下で一個々の炭
鉱によって金額が違つておりますの
で、状況によって二十円以下におい
て、もう少し金額を引き上げるとい
うことについては、できるだけの措置を
講じていただきたいと思つております。

○福井政府委員 ただいまの点につき

ましては施業案認可を中止するとい

ふ話でございましたが、現行法の百二

十条に供託金を供託しない場合には、

事業の中止を命ずることができるとい

う罰則に相当する規定が置いてござ
います。

○鈴木(一)委員 これも少し行き過ぎ

たことになるかもしませんけれども、
供託金制度は非常にいい制度だと思
います。従つてこの制度を履行できない
ような能力のないもの、資力のないも
のに対しても施業案の認可はしないと
いうふうなところまで、この制度はい

い制度として必ず実行できるようにな

ります。従いまして未払金を留保し

てない、いわゆる供託金で最後の担保

をしなければいかぬというものは鉱害

の量にしまして三億二千万円一応ある
わけでござりますが、現在の臨鉱法の
建前で行きますと、炭鉱の負担が大体
五〇%となつておりますので、一億六

千万円程度金が積まれれば、大体三億

二千万ある鉱害は十二分にやつて行け
るということになつておるわけでござ
ります。御承知のように、この規定によ
りまして最高二十円まで、ということに
なつておりますので、一億六千万円を
稼ぐために、一千六千トントン程度になつておりますの
でやつておれば、もう一度認可
して、被害者あたりが安心できるよ
うにという格好で、その鉱害をいかに
處理するかといふ見地からは、先ほど
申し上げましたように、積み方の足ら
ぬ人間にはできるだけ規定通り積むよ
うに、また二十円以下で一個々の炭
鉱によって金額が違つておりますの
で、状況によって二十円以下におい
て、もう少し金額を引き上げるとい
うことについては、できるだけの措置を
講じていただきたいと思つております。

○福井政府委員 ただいまの点につき

ましては施業案認可を中止するとい

ふ話でございましたが、現行法の百二

十条に供託金を供託しない場合には、

事業の中止を命ずることができるとい

う罰則に相当する規定が置いてござ
います。

○鈴木(一)委員 これも少し行き過ぎ

たことになるかもしませんけれども、
供託金制度は非常にいい制度だと思
います。従つてこの制度を履行できない
ような能力のないもの、資力のないも
のに対しても施業案の認可はしないと
いうふうなところまで、この制度はい

い制度として必ず実行できるようにな

ります。従いまして未払金を留保し

てない、いわゆる供託金で最後の担保

をしなければいかぬというものは鉱害

の量にしまして三億二千万円一応ある
わけでござりますが、現在の臨鉱法の
建前で行きますと、炭鉱の負担が大体
五〇%となつておりますので、一億六

千万円程度金が積まれれば、大体三億

二千万ある鉱害は十二分にやつて行け
るということになつておるわけでござ
ります。御承知のように、この規定によ
りまして最高二十円まで、ということに
なつておりますので、一億六千万円を
稼ぐために、一千六千トントン程度になつておりますの
でやつておれば、もう一度認可
して、被害者あたりが安心できるよ
うにという格好で、その鉱害をいかに
處理するかといふ見地からは、先ほど
申し上げましたように、積み方の足ら
ぬ人間にはできるだけ規定通り積むよ
うに、また二十円以下で一個々の炭
鉱によって金額が違つておりますの
で、状況によって二十円以下におい
て、もう少し金額を引き上げるとい
うことについては、できるだけの措置を
講じていただきたいと思つております。

○福井政府委員 ただいまの点につき

ましては施業案認可を中止するとい

ふ話でございましたが、現行法の百二

十条に供託金を供託しない場合には、

事業の中止を命ずることができるとい

う罰則に相当する規定が置いてござ
います。

○鈴木(一)委員 これも少し行き過ぎ

たことになるかもしませんけれども、
供託金制度は非常にいい制度だと思
います。従つてこの制度を履行できない
ような能力のないもの、資力のないも
のに対しても施業案の認可はしないと
いうふうなところまで、この制度はい

い制度として必ず実行できるようにな

ります。従いまして未払金を留保し

てない、いわゆる供託金で最後の担保

をしなければいかぬというものは鉱害

の量にしまして三億二千万円一応ある
わけでござりますが、現在の臨鉱法の
建前で行きますと、炭鉱の負担が大体
五〇%となつておりますので、一億六

千万円程度金が積まれれば、大体三億

二千万ある鉱害は十二分にやつて行け
るということになつておるわけでござ
ります。御承知のように、この規定によ
りまして最高二十円まで、ということに
なつておりますので、一億六千万円を
稼ぐために、一千六千トントン程度になつておりますの
でやつておれば、もう一度認可
して、被害者あたりが安心できるよ
うにという格好で、その鉱害をいかに
處理するかといふ見地からは、先ほど
申し上げましたように、積み方の足ら
ぬ人間にはできるだけ規定通り積むよ
うに、また二十円以下で一個々の炭
鉱によって金額が違つておりますの
で、状況によって二十円以下におい
て、もう少し金額を引き上げるとい
うことについては、できるだけの措置を
講じていただきたいと思つております。

○福井政府委員 ただいまの点につき

ましては施業案認可を中止するとい

ふ話でございましたが、現行法の百二

十条に供託金を供託しない場合には、

事業の中止を命ずることができるとい

う罰則に相当する規定が置いてござ
います。

○鈴木(一)委員 これも少し行き過ぎ

たことになるかもしませんけれども、
供託金制度は非常にいい制度だと思
います。従つてこの制度を履行できない
ような能力のないもの、資力のないも
のに対しても施業案の認可はしないと
いうふうなところまで、この制度はい

うふうなことを。一つの方法だらうと、思ひますけれども、将来のことを見通して何らかこういう問題が自動的にスムーズに処理されると、うふうな立法的な措置が必要ではないかというふうな感覚もするのでござりますが、こういう問題がすみやかに処理されないために、非常に迷惑をしておる鉱業擁護者もおるということを、これに関連してござります。まず地上の権利と地下の採掘権利をどう調整するかという際に、地下を掘らさないように制限するという面が一つ、それから地上でいろいろな施設をする場合に、その施設自体を制限するという問題と、大きく分けて二つあるというふうに考えるのをございます。その中でまず地下を掘る方の問題につきましては、御承知のように地上の公益との関係が非常に重大であるといったような場合には、土地調整委員会に鉱区禁止区域の申請をいたしまして、府県知事から土地調整委員会の方にこういふところは鉱区にされては困るということを申請して、土地調整委員会でそれを認められた場合には、そこには鉱業権は設定してはならないという制度がござりますし、一般的には鉱業権を付与する際に、十分府県知事あたりとも相談して付与するといふことにしております。さらに付与したあとで、いよいよ鉱業採掘権をするところまで、いろいろ時間がかかるといふことにしております。さらには、鉱業権を付与する際に、十分府県知事あたりとも相談して付与するといふことにしております。

れば、地上にどれだけの影響を来たすかなど、非常に信のあるような基準といふものを作らなければならぬ。そこで現行の法のもとにおきましても特別掘採区域、たとえば九州の小倉あるいは飯塚市といったところは、あるいは他のいろいろの問題の発板のところもそうですが、ああいうところは特別掘採区域として特別の掘採計画を出して、それを十分に検討して認可するということになつておる際に、認可基準が当然要るわけですが、その認可基準は一般標準的なものを作るだけのデータがないということのために、一件々仕方がないので専門部会を開けまして、ここのことろはどうだ、あそこのことろはどうだ、やつておるわけでございます。従いまして、もしこれらのデータがそろつた場合には、現在の特別掘採計画の認可基準で、いってもそれはできぬことはない。その際にあらためて別の法律を作るかどうかという問題がかりりますが、もしそういうデータを蒐集すれば、現行の特別掘採区域の認可基準にそれを当てはめても、大体おしゃる通りのきわどとしたものができます。かるほどございまして、むしろ現在の段階では早くいかにしてこういうデータを得るかということに問題がござりますので、われわれは現在それを実施しておるわけであります。すでに一千件ばかりの測定を実施しておりますが、三十四年度におきましても、これにさらく二千件ばかりを追加するといふことで、大体今後三年くらいの間に

は、北九州から宇部、これが一番鉱業権の多いところでございますが、さらにその済んだあとでは、常磐あたりにへきましても鉱害測定の完成を待ちまして、そなれば大体地上と地下との間關係、どこをどう掘ればどれだけ上に掘らなければいけないというような範囲も、はつきりわかると思うわけですが、ありますので、そうなりました場合には、新しい特別の法律を出すか、あるいは現在の特別掘採計画の認可基準をそのまま引き当ててやるかということはそのときの問題で、とりあえずデータを得たいということのために、鉱業権の予算の要求を来年度も今年度以上にやりたいと考えております。

○鈴木（一）委員 いすれにしまして特別な立法をするか、あるいはまた現行法でやるかということにつきましては、これは当局の自由だと思いますけれども、早くそいつたよなデータが整い、こういう問題がすみやかに解決されるような方途を講じてもらいたいと思います。

今土地調整委員会の話が出ましたのでお伺いしたいのですが、土地調整委員会の方で鉱業の問題に関連しまして意見を述べるというか勧告をいた場合、あなたたちはそれに従いますか。

○通説説明員 鉱業権がまだ設定されておらないところ、これが鉱区禁止区域になりますれば、鉱業権を与えてはいけないのでありますから、從う何か、そこから出でてきた出願は認可しないといふことでござります。すでに鉱業権が与えられておる場合、そのよきには一応土地調整委員会から勧告が

くるわけでござりますが、その勧告に来た場合には、現在考へられておる施案に基く採掘の程度と、それから地でどういう理由から禁止されたのか、ということを比較勘案いたしまして、これは行政官庁の責任といたしまして、これ以上採らすべきでないといふことであれば、その勧告に従い、わざわざらぬでもいいのじやないかといふことであれば、一応勧告を受けたけれども、こういう理由だからといふ理は、当然土地調整委員会の方に建議されるを得ないと思ひます。が、場合よつては従わないこともありますが、場合考えております。

○福井政府委員 土地調整委員会と関係につきましては、法律に土地調整委員会の方から通産大臣に勧告をすることができるといふことが、御承知によろにあらわゆるわけござりますが、通産大臣は独自の見解で、これを処置しない法律上の趣前になつております。ただ政府部内の問題でありますから、両方の意見ができるだけ食い違わぬようには措置していきたい、かよくなつてお用をやるようにしております。

○鈴木（一）委員 それでは具体的な問題で一つお伺いしたいと思いますが、これは特に鉱山局長にお伺いしたいと思うのであります。秋田県の採掘権限録第百七十一号に関する問題であります。これが、これは国立公園との関係でいろいろの問題が発生して、いまだに解を見ないでいるわけであります。この経過は、私から申し上げるまでもなく、局長の方でおわかりだらうと思いまけれども、秋田県の当局において、この鉱区に対して国立公園にしたいところから、土地調整委員会あてに

区禁止地域の指定の要求がなされたわけであります。その当時の知事は前の秋田県知事の池田徳治であります。この請求は昭和二十九年五月三十一日付の官報で告示されまして、それで同年八月二十七日に官報をもって、右地域は鉱区禁止地域に指定されるに至つたわけであります。同時に土地調整委員会は仙台通産局長に対して、鉱区については当該地域が国立公園法の規定により特別保護地域または特別地域に指定されたときは、鉱業法第五十三条の規定により減区または取り消しの措置をとられたいというような勧告文が出ているわけでござります。ここから問題が発生したわけでございますが、二十八年の七月十七日付で仙台の通産局に対して、經營者であるところの八幡硫黄株式会社が施業案の認可を申請しておつたわけであります。同年十月に施業案の一部変更願を提出しまして、これがの認可を受ける経緯は次の通りであります。右の土地調整委員会の通達を受けた仙台通産局は、この会社から申請中の施業案の一部変更願に対して、保留の措置をとつてきたわけでござります。そのため、施業案が認可にならないために、營林局の方では土地も貸さないというようなことで、実際上鉱山の操業が不可能になつてしまつたわけであります。その間、国立公園の指定に関する国の行政措置が延び延びとなりまして、三十年の十一月十二日に仙台の通産局は、前に出しておりました施業案を認可する、国立公園の方を見通しがつかないので、前の施業案を認可するということを業者の方に通告をしてきたわけでございます。ところが二年間も仕事を休んでおつた関係

上、十一月になつて施業案の認可がおこなわれますので、ここで操業するためには、相当の食糧とか越冬のためのいろいろな措置を講じなければならぬいために、經營者の側では、認可を受けたけれどもその年は操業ができない。そして翌年に操業が持ち越されるというような事態になつたわけでござりますが、この間秋田県当局は、この鉱区を含む一帯の地域を国立公園とするために関係当局に陳情するとともに、この会社に対しましても知事の名前で公文書をもつて、国立公園に指定したいために極力協力してもらいたい、また国立公園の審議会の方からの一つの条件としまして、その地域内において鉱業活動はさせない、秋田県が責任を持つてそういう措置をとるならば国立公園にしてやる、こういうふうなことであつたのでありますから、知事は一生懸命になつてそういう運動をして、業者からもいわゆる操業を停止していいといふ判をとつたわけでございます。その間秋田県知事は時の通産大臣であるところの石橋さんあるいはまた官房長官であるところの根本さんにも十分相談をして、もし国立公園にすることによつて操業が不可能になつた場合、鉱業法五十三条によつて補償の措置をとつてもらいたいということを陳情したところが、大臣もそれは当然であろうといふことで、一応の了解をされ、当時の局長さんたちに知事がお会いしたかどうか知りませんけれども、うふうな場合は、補償をしてやるとい

うことを内訳と申しますか話し合ひを
つけたので、業者の方でもやむなく國
立公園にすることによって、自分たち
が操業できなくなることに対しても承諾
の書類を提出したといふらなどに
なつておるわけでございます。その後
三十一年の七月十日に國立公園に指定
され、しかもその地域が特別地域に指
定されておるにもかかわらず、土調委
の勧告に対しても、何ら行政当局の方
から回答がないといふことになつてお
るわけであります。従つて二年間も三
年間も放置されたために、せっかく施
設した機械器具は全部腐蝕してしまつ
て使いものにならないといふことにな
り、また同時に相当多くの債権者に対
しては支払いができないといふこと
で、地元にも相当の迷惑をかけておる
ような事態もあるわけでござります
が、こういったものの措置に対し、
当局はどういうふうにされるのが、
一つ詳しく具体的に御意見を承わりた
いと思うわけであります。

北でござりますとか、あるいは北海道でござりますとか、あるいは国立公園との関係が問題になるわけですが、ただいま仰せの問題につきましては、だいぶ長い間の懸案になつておるようであります。現在私の承知いたしておりますところでは、厚生省に対しても自然公園法の規定によりまして、硫黄掘採の許可申請を会社からしておる。厚生省といたしましては法律でそれを許可しますと、その風致を害するというようなことでじつと握つておるわけです。それを取り消しますと、今度自然公園法で補償しなければならぬという問題は、現在のところ私は起きていないと承知いたしております。厚生省は現在のところは、その会社側から出ました申請書をそのまま握つておる、こういう段階のようでござります。

ので、硫黄をとつてみても充れるわけではございませんから、現実問題としてはございません。この問題につきましては、先般実は私ちょうど秋田県知事にお目にかかりまして、厚生省の方に善処方を要望しておりますということを伺つたばかりでございます。そういう状況になつております。

○鈴木(一)委員 いずれにしましても、この業者には何らの落度はなかつたろうと私は思う。もちろん業者の過程においては、施設案の認可を待たないで仕事をしたといふこともあるわけでございますが、それに対してだいぶ苦情も出て始末書も出したようでござります。しかし、そのときの施設案が保留になつて、認可が出されなかつたわけでありますけれども、そこが国立公園にならなかつたために、時間はかかつたが、あとで通産省の方から許可も出しているというようなことであつて、この件に関しましてはそれ以外に業者に落度は何にもないだらうと思うのです。結局国立公園にするとかしないとか、あるいは補償してやるとかクラップ同様になり、しかもこのスクラップ同様になつたものに対して債権者が通告をよこして、いつ何日までに設備も全くもう使いものにならず、資金を持つてこなければスクラップとして処分するといふようなことまでして、結局処分されて、現在は跡形もないというような状態になつておるわけであります。われわれとしては、法律の建前もいろいろあると思いますけれども、いずれにしてもこの問題につい

ては、公共の福祉というふうなことを尊重して、私企業を停止せざるを得なかつたわけでござりますから、国においてその損失分は補償してやるといふのが私は当然だらうと思ふ。だから石橋さんは根本さんも、当時の大臣あるいは官房長官として、それは当然だと言われたのは私ならずけるわけでござりますが、通産省の方に行けばそれは厚生省でやることだ、こういうことでありますし、厚生省の方に行けば土調委であらう勧告を出しているのだから、自動的に勧告に従つて五十三条によつて取り消したらしいのじやないかということ、まるで責任のキッチ・ボーリみたいなもので、あつちへ行けばこつちへたまを投げてくる、こつちへ行けばあつちにたまを投げていくといふことで、この問題に対しても何ら過失のない、全然善良なる業者が取りつゝ島もないといふよろくな実情になつておるわけでござります。もし通産省の方じやなくして厚生省の方に基いて補償すべきだというよろな考え方であるならば——おそらく厚生省としても提出された施業案に基いて、その地域を探査することは国立公園法に基いて補償すべきだというよろな考え方であるならば——おそらく厚生省の立場を積極的に守るといふような行政的な立場に立つておるわけでござりますから、厚生省に対しても積極的にあなたの方から出向いて、いつても早く補償すべきである。しかし補償のいろいろ具体的な資料の作成については、厚生省の方では人もいないでしよう

し、また材料もないと思ひますから、おれの方で手伝つてもいいけれども、とにかくすみやかにこの業者に対しても補償すべきだといふような強い立場をとるのが、あなたたちの行政の立場だとと思うのです。都合のいいときはどんなん法を拡大解釈して、あらゆるところに進出するけれども、「たび不利にしかも補償問題のようなめんどうな問題になつてくると、全然関心を示さないといふ態度では、鉢山行政も十分に私は行えないだらうと思うわけですが、そういう点について一つどういろいろな態度で今後この問題を処理するのか、局長から伺いたいと思います。

○福井政府委員 この問題につきましては、問題の起きました当初から、通産省といたしましてはもちろん先生の今御指摘になりましたように、私ども鉢山の採掘ということを保護育成する立場をとつておるわけでありまして、鉢業側から厚生省にずっと抗議をいたして参つたような次第でござります。この問題が起きました当时、秋田県の方の国立公園に指定したいという非常な御要請から、鉢業用地を使わせないようにするといふような意見の表明がありましたが、あるいはまだ当時秋田、岩手両県にまたがりまして、国立公園指定運動を非常に盛んにいたしましたが、そういう客観的な状況がだいぶありましたとか、あるいはまた当時秋田の問題につきましては、こういう例方の問題につきましては、こういう例

がよくあるわけあります。その点私ども非常に遺憾に存しておりますが、この問題につきましても、今後とも厚生省とも十分私ども鉱業保護の見地から折衝いたして参りたい、かよろに考えております。

○鈴木（一）委員 厚生省の方でこの施業案の認可は困るのだ、その地域を認可することによって国立公園としての価値を半減する、あるいはなくするんだというようなことであるならば、当然これは鉱区を禁止して、また業者に對しては損失補償を私はすべきだらうと思ひますけれども、その点局長の所見はどうですか。

○福井政府委員 今先生のおっしゃいましたよな見解に立ちますと、これは厚生省は自然公園法によりまして損失を補償していく、こういう建前にならうかと存します。

○鈴木（一）委員 なろうかと思います。いうのじやなくて、あなたはそういうふうにすべきだ、当然これはしてもらわなければならぬといふうなお考えなのかどうか。

○福井政府委員 その点は、自然公園法三十五条にそういう補償をしなければならないという規定がござります。

○鈴木（一）委員 その際鉱山局長としては、積極的にそれを実行するよう、強く厚生省の方に交渉なさいますね。

○福井政府委員 ただいま申し上げました通り、鉱山保護の見地から十分私ども厚生省と折衝いたして参りたいと考えます。

○鈴木（一）委員 この問題については、私通産局側にも鉱山局側にも責任があると思う。というのは、一度施業案を出した後保留しておった、その間国立

公園になりそらだといふので、保留しておいて、なかなかならないといふので、今度は再びそれを認可したということありますけれども、おそらく業者としても日本人である限り、国立公園として重要な役割を果しておられますところの、俗に言う泥火山まで掘ろうという気はなかつただらうと思う。むろしそこを残しておいて、あとは掘らうとして漸次仕事をやめさせるというような行政的な指導があれば、こういう問題も起さず私は済んだらうと思いますけれども、厚生省の方から文句が出来たというので、施業案を保留しておいて、それで国立公園にはなかなかなりそうもない、国立公園でなくて国定公園になつた。そこで今度施業案を認可したというようなことは、通産局あるいは鉱山局としても相当責任を感じなければならぬ問題だらうと思います。それからまたこの補償について今度は厚生省だ、厚生省の方に行くと、まず通産省がやつてくれれば一番いいんだ、土調委の勧告もあるし、何のために土調委が勧告したのだといふような議論の蒸し返しで、秋田県知事もこの中入つて非常に困つておるよくな状態でありますけれども、補償を受ける側からすれば、厚生省から金をもらおうと、別に金の価値には變りがないわけですから、いずれにしてもとにかく現行法において、やりやすい形においてすみやかに補償するのが建前だらうと思いますけれども、大臣から一つ責任ある御答弁を願いたいと思います。

た上において、お考えに沿うように善処いたしたいと存じます。

○鈴木(一)委員 大臣も突然こういう秋田県の山の中の小さいことについて聞かれて、おわかりにならないだらうと思うから、今の答弁もこれは議会答弁としてはやむを得ないかもしませんけれども、しかし事は小さくとも非常に大きな問題であり、今後こういうことが先ほどの公共の福祉と鉱業活動との関係において発生する可能性が私はあるだろうと思うわけでござります。ですから実情も十分調査され、あるいはまた前の石橋さんもこれは当然やるべきだということまで、はつきり知事に言っておるわけでありますから、もしさうだと言うなら、私は証人にここへ来ていただいてお話を承わつてもいいと思いますが、少くとも年内にこの問題についてははつきり処理してもらいたいと思います。これは厚生大臣と通産大臣の間で話をつけるべきであつて、その下の局長さんたちではどうも責任のなすり合いで、責任というボールのキヤッチボールばかりやって、らちのあかない問題でありますから、厚生大臣と一つ十分話し合つて、少くとも年内にはこの問題の解決を、大臣やつてもらいたいと思います。この問題は論議をする段階は過ぎております。だいぶ前から結論を出さなければならぬものを、あえて故意に、あつちへ行けばこうだ、こっちへ行けばああだといふことで、結論を出さないで今日まで来てるわけござりますから、事ここに至つては、小さい問題だと思ひますけれども、しかしました考え方によつては重大な問題でありますので、大臣と大臣の間ではつきり話を

つけて、あとは事務処理を局長さんたちにやつてもらおうというふうにしてもらいたいと思います。

○鈴木(一)委員 一応これで終ります。

○長谷川監修長 今村等君
○今村泰貞 今非常に石炭産業界が不
況である、これは全国的な大懸念である

ある。これが全目的の本筋である
ようであります。織維産業、造船、石
炭といふのが非常な不況状態に入つて

おる。この石炭産業の不況がどういうところから来たのであるか。もちろん

これは石炭の生産過剰の点が原因であるのか、あるいは政府の石炭産業に対

する一貫した方針が、まだ完全に立てていないというところにも基因するだ

かと思ひますが、この石炭不況の状態をどうして乗り切るかという、この対策を当局として持つておられるのか、

この点を一つお伺いしておきたいと思
うのであります。

○ 横説明員 石炭の不況につきましては、今年度五千三百五十五万トンの出

炭をするということをことしの夏に合理化審議会でおきめいただいたのでござ
りますが、当時はまだ四月、五月、

六月までの雨の状況、あるいはまた鉄
工業の状況といふようなものを基礎に

いたしまして、大体五千三百五十万トンを掘れば、国内の需要面にマッチす

のではないかといつもりで、そういうことをきめていただきたのでござります。しかしながら、その後、七月、八月、九月と予期に反しまして非常な豊水で、電力関係だけでも百六十万トントンの消費の減があつた。それから一般

体四・二%程度昨年に比べて鉱工業が伸びると思つておりましたのが、今はとんど横ばいというような格好になつておりますために、はなはだ残念なところでござりますが、上期の石炭の消費量は、当初の予定を相当大きく述べて下期の鉱工業の伸びが大体六%程度の石炭の需要期にも入りますので、上期に比べて下期の鉱工業の伸びが大体二千二百万トン程度にとどまつた次第でございます。しかし、下期は、大半くらいあると考へておりますし、また雨の関係等も平水ということを予定いたしましたと、少くとも一千八百万トン程度の石炭の消費はあり得ると考へております。ただ御承知のように今年度の九月の末に千七七十万トン、需要者におきまして六百四十万トン、炭鉱において四百三十万トンの貯炭を持つておりますので、これを需要期である下期の間に、できるだけ減らすといふことをいたしませんと、来年度不需要期の上期に向つた際に、本年は切り抜けたけれども、来年は非常に苦しいといふことになりますので、われわれ、石炭業界に対して生産制限を課するということは非常に忍びがたいことでござりますが、しかします自分でできるだけいたしておるわけでございます。それと並行いたしまして、上期に閣僚懇談会で決定し、團議で了解されておりますが、これは大体上期の末に四百二十万トン程度、石炭業界で石炭を輸てる程度に、民間の金融機関で金銭融資——これは大体上期の末に融をつけてほしいということを決定し

体それが圓滑にいた結果だと思います。しかし先ほど申し上げましたように一応四百三十万トンの貯炭をかかえて炭況が圧迫されて苦しいでござりますが、とにかく上期を乗り切ることができた。それから下期におきましては、重油の使用でございますが、年度当初は全産業で大体五百キロ程度の重油が消費されると考えておつたのですが、ござりますが、その五百万キロのうち、いわゆる石炭と競合いたしますが、イラ一用の重油については、できるだけの削減を加えまして、そして下期で約五十万キロの油を節約するといううとにいたしているわけでございます。それからまた事業団による非能率炭鉱の買い上げ、これは当初三百万トンの年間能力まで買い上げるということにいたしておきましたが、これをやはり七月の合理化審議会において一部増の三百三十万トンまでワクをふやすということを御決定いたしました。現在までに大体二百五十万トン程度買上げを行なったわけでござりますが、この買い上げによって貰い上げられた炭鉱につきましては、普通の窮屈して倒れたままであるだけ關係の大口産業に石炭を引き取つてもらう。引き取つた結果貯炭が相当ふえて、来年度それだから石炭は要らぬということは言わぬで、とにかくこの苦しい際に、各産業

にできるだけ応援してもらいたい、とおこないます電力業界に対しまして、石炭の引き取り方を交渉して参つたのですが、具体的に申しますと、電力業界と電力界と話がつきまして、大体最初の年間に予定した通りの石炭を持ち取ろう、具体的に申しますと、電力業界で千二百万トン程度石炭を引き取る、ということに話がつきました。現在電力界だけで約四百万トンの貯炭を持っておるわけでござりますが、来年の豊作期に向う上期には、電力の立場からいえば百五十万トン程度に貯炭を減らしたいといいますのを、大体倍の三百万トンぐらいは持つて、しかもそれを岱いてくれといふ申し入れを、一応今のところ電力界の方でも快くといいますか、数字の検討の結果のんでくれたという格好になつておりますので、今の最大の需要部門である電力界の協力のよとに、ある程度今後の需給につきましても愁眉を開いたといふ格好になつておりますが、さらにそれ以外の大口の部門につきましても、できるだけ長期間に安定した取引をやつしていくよう努めに、各業界に対して強く要望をいたしておりますので、こういふ面についてできるだけの努力をするといふことに、よつて、貯炭を減らすことなどをやつていきたいと考えております。

うなそういう簡単なものでなく、きわめて深刻な状態にあるのです。もちろん石炭産業も営利産業であり、ですから、政府々々と何でも政府に責任を持たせると、うな考え方は、われわれだけではないと思うのです。自主的にそれを対策を立てていくということ、それが当然であります。しかしながら、今炭関係が不況に陥つてると、労働者も失業状態に多くの人が入つて、これに直方のことき集団的な失業問題であります。かかる現状において、これをおもに労使ともに考えなければならぬ問題であると思ふのであります。大体われわれが多く聞くところによると、一炭は現在一千万トン近くの貯炭がある。ただいまの答弁を聞いてみると、これを電力会社に入れるようにしたが、あるいは下半期、上半期を通じて、漸次貯炭の始末がついていくであろう。といふ、きわめて想像的なお考えなどあります。が、電力会社にいたしましても、さように政府が申されるよろしく、現在相当貯炭量を持つておるが、果してその山元にある石炭を入れることができるかどうか、こういうことが非常に問題になりますはしないかとおもふべきは考へる。

しあいぜん大臣は生産と消費のバランスをとるような方法を講ずるというような何か御説明があつたようあります。なかなか石炭産業の生産と消費とは非常にむずかしい問題であると思ふのであります。果してそういうことが得るかどうかということなります。しかし今日油の問題を一體どう取り扱うか。自由経済であつてやむを得ない、こういうことであれば、石炭燃料を基礎とするところに油の進出が石炭産業を侵しておるといふことも考へられる点があるのであります。これらのことは議論ばかりしておつても目前に来ておる問題でありますから、明確に今お考へがあるならば、一つ承わっておきたいと思います。

○高橋國務大臣 石炭政策の第一年度

において頭打ちをしたことはまことに遺憾でございますが、エネルギーの長期の対策から申しまして、現在石炭換算で一億七百万トンというこのエネルギーは、どうせ将来においてもっと増加すべきものだ、本年は昨年に比較いたしましていろいろな関係上予定のごとく消化しておりませんが、今後日本の経済の発展に伴つては相当増加すべきのだ、こういう前提をもつて私も考えなければならぬと存じております。その意味から申しますと、石炭が入っているのは、これは原料炭として入るのでやむを得ないと思うのですが、本年五千六百万トンといふものが五千万トンに減つたということはまことに遺憾でございますが、明年はそれじゃ五千万トンでいいか、この問題に

なりますとこれは必ずしも五千万トンでは満足できない数字が出る、こう存じまして、それにしてもなおかつエネルギー全体として本年輸入の油等もども私は石炭といふ鉱業から考へますが、これは本年無理をして減産をし、その結果失業者も出るということが心配されておるわけありますから、これはどうしてもできるだけ合理的に、失業者も出さずに、現在の設備を生かしていくといふ精神で来年の方針は立て、そしてそれによってエネルギーのことで、そぞれによってエネルギーのことになれば、さらに本年より以上に全体から考へまして、油が本年よりもふえればけつこう、もし油を本年通りにやつてもエネルギーが余るといふことになります。もちろん油におきまして、非常に大きな減産の結果、失業者は出るという心配もあるでしょとうと思います。もろん油におきまして、もろん油に出ておる失業者の数よりも石炭において減る失業者の数が非常に多いのみならず、なかなか伸ばしたり減らしたりすることが、石炭の方がむしろ困難でありますから、その点は石炭に重点を置いて油でかげんしたい、こう存じております。

○今村義員 油の問題ももちろん関係がありましたが、通産省の白書によりますと、外國炭が相当入つてゐる。外国炭が入つてゐるのは、これは原料炭として入るのでやむを得ないと思ふのですが、本年五千六百万トンといふものが五千万トンに減つたということはまことに遺憾でございますが、明年はそれ

ですが、なかなか石炭産業の生産と消費とは非常にむずかしい問題であると思ふのであります。果してそういうことが得るかどうかということなります。しかし今日油の問題を一體どう取り扱うか。自由経済であつてやむを得ない、こういうことであれば、石炭燃料を基礎とするところに油の進出が石炭産業を侵しておるといふことも考へられる点があるのであります。これらのことは議論ばかりしておつても目前に来ておる問題でありますから、明確に今お考へがあるならば、一つ承わっておきたいと思います。

○高橋國務大臣 石炭政策の第一年度

なりますとこれは必ずしも五千万トンでは満足できない数字が出る、こう存じまして、それにしてもなおかつエネルギー全体として本年輸入の油等もども私は石炭といふ鉱業から考へますが、これは本年無理をして減産をし、その結果失業者も出るということが心配されておるわけありますから、これ

はどうしてもできるだけ合理的に、失業者も出さずに、現在の設備を生かしていくといふ精神で来年の方針は立て、そしてそれによってエネルギーのことで、そぞれによってエネルギーのことになれば、さらに本年より以上に全体から考へまして、油が本年よりもふえればけつこう、もし油を本年通りにやつてもエネルギーが余るといふことになります。もちろん油におきまして、もろん油に出ておる失業者の数が非常に多いのみならず、なかなか伸ばしたり減らしたりすることが、石炭の方がむしろ困難でありますから、その点は石炭に重点を置いて油でかげんしたい、こう存じております。

○今村義員 油の問題ももちろん関係がありますが、通産省の白書によりますと、外國炭が相当入つてゐる。外国炭が入つてゐるのは、これは原料炭として入るのでやむを得ないと思ふのですが、本年五千六百万トンといふものが五千万トンに減つたということはまことに遺憾でございますが、明年はそれ

はどうしてもできるだけ合理的に、失業者も出さずに、現在の設備を生かしていくといふ精神で来年の方針は立て、そしてそれによってエネルギーのことで、そぞれによってエネルギーのことになれば、さらに本年より以上に全体から考へまして、油が本年よりもふえればけつこう、もし油を本年通りにやつてもエネルギーが余るといふことになります。もちろん油におきまして、もろん油に出ておる失業者の数が非常に多いのみならず、なかなか伸ばしたり減らしたりすることが、石炭の方がむしろ困難でありますから、その点は石炭に重点を置いて油でかげんしたい、こう存じております。

○今村義員 油の問題ももちろん関係がありますが、通産省の白書によりますと、外國炭が相当入つてゐる。外国炭が入つてゐるのは、これは原料炭として入るのでやむを得ないと思ふのですが、本年五千六百万トンといふものが五千万トンに減つたということはまことに遺憾でございますが、明年はそれじゃ五千万トンでいいか、この問題に

なりますとこれは必ずしも五千万トンでは満足できない数字が出る、こう存じまして、それにしてもなおかつエネルギー全体として本年輸入の油等もども私は石炭といふ鉱業から考へますが、これは本年無理をして減産をし、その結果失業者も出るということが心配されておるわけありますから、これ

はどうしてもできるだけ合理的に、失業者も出さずに、現在の設備を生かしていくといふ精神で来年の方針は立て、そしてそれによってエネルギーのことで、そぞれによってエネルギーのことになれば、さらに本年より以上に全体から考へまして、油が本年よりもふえればけつこう、もし油を本年通りにやつてもエネルギーが余るといふことになります。もちろん油におきまして、もろん油に出ておる失業者の数が非常に多いのみならず、なかなか伸ばしたり減らしたりすることが、石炭の方がむしろ困難でありますから、その点は石炭に重点を置いて油でかげんしたい、こう存じております。

○今村義員 油の問題ももちろん関係がありますが、通産省の白書によりますと、外國炭が相当入つてゐる。外国炭が入つてゐるのは、これは原料炭として入るのでやむを得ないと思ふのですが、本年五千六百万トンといふものが五千万トンに減つたということはまことに遺憾でございますが、明年はそれ

はどうしてもできるだけ合理的に、失業者も出さずに、現在の設備を生かしていくといふ精神で来年の方針は立て、そしてそれによってエネルギーのことで、そぞれによってエネルギーのことになれば、さらに本年より以上に全体から考へまして、油が本年よりもふえればけつこう、もし油を本年通りにやつてもエネルギーが余るといふことになります。もちろん油におきまして、もろん油に出ておる失業者の数が非常に多いのみならず、なかなか伸ばしたり減らしたりすることが、石炭の方がむしろ困難でありますから、その点は石炭に重点を置いて油でかげんしたい、こう存じております。

○今村義員 私不勉強で先ほど少しうましかったならば、われわれ石炭局といつましまして当然アメリカあるいは豪州など日本でできませんのでやむを得ない。それ以外の弱粘につきましては——こういふことは当然すでに申し上げたかと思いまして、たしまして、これは唯一の例外でございます。もし

これが御承認のように北松以外にほとんど日本でできませんのでやむを得ない。こうでもないといふ追及をする

のではありませんから、正直に一つお話を願いたいと思います。

○今村義員 私不勉強で先ほど少しうましかったことを申し上げたかと思いまして、当時の状況を今よく調べてみま

すと、国内の石炭の逼迫しているときには、やむを得ずアメリカから緊急輸入され、当時の格好で、一般炭を昨年の初めに

一回入れたことがあるそんであります。訂正いたします。

○今村委員 わかりました。それは昨年の上半期に当りますね。下半期から外国から入ってくる石炭の価格が非常に下つた、ことにアメリカから入ってきたのは非常に価格が下つてきた、こういうよろんなものも関係して、あるいは一般炭全体を合せて八十二万トンというものが輸入されておる。そうすると昨年来から非常に石炭不況、石炭不況ということで石炭界は厳しいでいる。金融難に陥つた、石炭は出されども買手はない、貯炭場には石炭が山のようになつておるにもかかわらず、八十二万トンでもアメリカ三界から、あるいはソ連三界から船で運んできて入れるといふことは、ちょっとおかしいじやないかということを私は聞くだけであつて、こういうことが石炭産業に対する政府の一貫した方針を立てておられたからこういう結果を生むのではないのか。いわば要するに政府の各機関がばらばらになつておるところに、総の関係があつても横の関係、連絡がないからこういうよろんなことになるのじやないのか、こういうことを私は聞いておるのであつて、のみならずこの油の問題でもまたそろではないかと思う。

通産大臣がことしの八月ごろであつたが、九州においては、石炭産業の調整のためには、油の輸入を減さなければならぬということを盛んに主張されておる新聞を見ました。それからまたそういう関係で、石炭産業がそこまで追い詰められておるのに、いかにその方針が立てられておるかといつても、ただこの委員会で議員の質問に適当に答えれば事が済むんだという考え方ではなくして、やはり率直に、こういう問題についてはあけ足を

考へてやらなければ、業者ももちろんあります。それから經營者ももちろんあります。が、そこに働く労働者といふものも非常に不安であります。同時にたくさんの失業者が出て集團的な行動をやる、そこに大きな社会問題が起つたり、思想上の非常な変化を来たして、そこに共産党あたりが相当入り込んで、いつて、おだてるというような問題も起つて参りますと、石炭産業界も非常に混亂に陥るとい、危険がある。たゞ單なる事業經營がうまくいくとかいかぬとかいう問題でなく、社会問題の非常にうるさい問題が漫透しつつあるということを考えなければならぬではないかと私は考えます。これに対し政府のほんとうの考え方のあるところを、今度直率に一つ大臣から明確に御説明を願いたいと思います。

お説のことく、かりに石炭が日本に余つておつても、このままばんやりしておりますと、いろいろな名前で安い石炭を取り入れることを企てる人も相当あるようあります。現に豪州の粘結炭が安いからといって原料炭としてとるものはないが、そのほかの目的に弱粘結の石炭を持つてこようというような希望者もあるようありますから、これは戦に取り締りまして、そういうものは今後させないつもりであります。

○今村委員 いろいろ鉱業法の改正とが、法案が保安監督の関係も出ておりますが、この法案の内容を見てみますと、ただ単に法案の改正だけでは果して万全な対策が立つか、これにはやはり予算が伴わなければ意味をなさぬのではないかと、いろいろ考えを私どもは持つております。石炭産業は、諸外国においても相当保護産業のように取り扱われておる関係もあり、税金のこときも、アメリカのごときは保護政策をとつたりしてやつております。わが国においても、もちろんいろいろ金融方面においてもそういう対策を立ておられるけれども、石炭業関係の大手筋は別として、中小企業の炭鉱經營者といふものは、こういう席上で言つていかどか知らないけれども、ずいぶん悪徳な者もおることはわれわれも知つておるのであります。昔から伝統的な一つの習性があつて、炭鉱はかつてはいわば下罪人でやられておつた非常に荒っぽいところで、經營者の中には、荒っぽい、また悪徳な、実にするい、だらしのないという者もありますが、それは全部ではないのであります。

非常に重要な問題でありますから、一がいにその経営者の問題だけをくさしておつてもしようがないと私は考えます。それからまたこの鉱区税というものは漁業権みたいなもので、掘つて石炭を出さなければわがものにならないといふことになるのですが、魚もとらなければ、漁業権を持つておつても、これは自分のものにはならない。漁業権や特許権には税金はかかっておらないが、鉱区願いを出せば直ちに鉱区税がかかる。石炭産業に関する政府の方針としては年額六億とかあるそりですが、そういう税金は、鉱山、監督、保安とか、あるいは何とかいうような開発方面に使うとか、そういう目的税に変えて、鉱山を完全に調整していくといふ、そういう方法に使うということ最も必要であろうと思う。たとえば鉱業法のごときでも、これは全面的にやらない限りにおいては、問題が起つたときだけ取り上げて一部を変えて、それで事足れりといふようなことでは、これはとてもいかぬのじやないかと、私どもはそう思うのであります。が、しかし政府は一体これに対してもういちお考えを持つておられるか。たとえば鉱業権のごときは、全く同じような漁業権や特許権について税金がかからないけれども、鉱区を願い出せば直ちに鉱区税がかかる。全国を通じて年額六億くらいの税が入つておるそりであります。が、こういうものは目的税にする。そうしてこういうものはすべて鉱業方面に、その開発をするとか、あるいは保安上の関係に何かこれを適当に使用することとかいう方法に

出られるといふことは何でもないと思つたのですが、どういうふうにお考えになつておきたいと思います。

○福井政府委員 鉛区税の問題につきましては、御承知のようにこれは地方税になつておりまして、總額といたしましては、ただいま今村先生から御指摘になりましたように、七億弱くらいもございます。これにつきまして、目的税にしてほしいという希望は、私もも実はかねがね持つております。中小鉱山の鉛業会からも最近そういう陳情が税制調査会を初め、関係当局の方にも出ておりまして、まあこれは通じますので、でき得れば私どもこれを、ただいま御指摘のように目的税にしていただければ大へんありがたう。こういうことで、関係の方にお願いをしておるようなわけでござります。○今村委員 それでは、この鉛業法の一部改正のところに、今までない、たとえば鉛業権者の取り消しですね、その間六十日の期間を置いて、さいせんこれは鈴木君からも御質問があつたようあります。私が聞かんとするのは、この先願主義の六十日間の期間を置かれて、そうして、その後でなくては採掘を許さない、こういふことになつておるのであります。しかし前の悪徳などをやつた経営者がさらば、先願でありますから、先に届を出した場合にはどうなるのか。これは規制されねないのであります。それからもう一つ重ねて、六十日間も期間を置

かれるということになると、これは鉄工所とかその他の工場と違つて、鉱山はほとんど六十日もほつたらかしておけば、水がたまるとか、坑内が変なふうになるとか、いろいろなことによつて、おそらく直ちに作業を開始することはできない。これは一体どうなるのか。きょう取り消して、きょう先願人があつて、直ちに着手することができますか。炭鉱は、六十日間も期間を置ければ、相当水がたまつてしまふ。水があつて、直ちに着手することができませんか。炭鉱は、いかなる大炭鉱といえども、よくできることではないようあります。これらの保安関係は一体どちらか。いつ取り扱われるか。これはたまつてしまつたならば、その炭鉱は、いかなる大炭鉱といえども、よくできない。法律の建前で、そのものがやはり鉱区であります。ただ先ほどもちょっと申上げましたように、かりにこれ

○福井政府委員 御質問の第一点でござりますが、先ほどお答え申し上げましたように、六十日間を置くといふことは、取り扱いを受けるか。これは法律の建前で、そのものがやはり鉱区を超過まして取り扱いを受けるか。これがたまつてしまつたならば、その炭鉱は、いかなる大炭鉱といえども、よくできない。法律の建前で、そのものがやはり鉱区であります。ただ先ほどもちょっと申上げましたように、かりにこれ

○福井政府委員 仰せのように、六十日間を超過まして取り扱いを受けました。旧鉱業権者が先願で出て参りますが、法律の建前で、そのものがやはり鉱区を超過しまして取り扱いを受けます。これがたまつてしまつたならば、その炭鉱は、いかなる大炭鉱といえども、よくできない。法律の建前で、そのものがやはり鉱区であります。ただ先ほどもちょっと申上げましたように、かりにこれ

○福井政府委員 たまつてしまつたわけではありませんから、私たしませんし、その間責任を問う相手がございません。一応御心配になつておる点は、二ヶ月間遊びますと水没するおそれも当然ございます。しかし水没いたしましても二ヶ月間は鉱区の設定をいたしませんから、二ヶ月になりまして前の権者が出願を再度する場合、あるいはほかのものも同時にしてくる場合も当然考えられますので、前の鉱業権者に必ずしも行くといふわけではありません。行く場合もあるかも知れませんけれども、ほかの人に移る場合も考えられます。従つてその間は鉱業権がございませんから、鉱山保安法は鉱業法との姉妹法の関係で、正當な鉱業でなければその間は保安法を適用するわけには、私は行かないでは

○今村委員 そうすると、石炭が変なことになるのです。六十日間取り消して、その点今回徹底して得なかつた一つの理由でもあつたわけでございます。○今村委員 そうすると、石炭が変なことになるのです。六十日間取り消して、その点今回徹底して得なかつた一つの理由でもあつたわけでございます。

○福井政府委員 きょうでございまして、その点は悪く思ひぬで下さい。ただけでございまして、その点は、御指摘のように、一步進んだといふ程度でございまして、中途半端な点が確かであるわけでござります。

○今村委員 どうもきわめてあいまいであつて私もわからぬです。そうすると、取り消しを受けたものは、六十日間の期間を経過した後に、さらに出願をするのですか。

○福井政府委員 どうもきわめてあいまいであつて私もわからぬです。そうすると、取り消しを受けたものは、六十日間の期間を経過した後に、さらに出願をするのですか。

○今村委員 どうもきわめてあいまいであつて私もわからぬです。そうすると、取り消しを受けたものは、六十日間の期間を経過した後に、さらに出願をするのですか。

○今村委員 どうもきわめてあいまいであつて私もわからぬです。そうすると、取り消しを受けたものは、六十日間の期間を経過した後に、さらに出願をするのですか。

○今村委員 どうもきわめてあいまいであつて私もわからぬです。そうすると、取り消しを受けたものは、六十日間の期間を経過した後に、さらに出願をするのですか。

○今村委員 どうもきわめてあいまいであつて私もわからぬです。そうすると、取り消しを受けたものは、六十日間の期間を経過した後に、さらに出願をするのですか。

いから、別段その点を追及してどうこう
うということではありません。その点
は後日に譲ります。

いから、別段その点を追及してどうこういうことではありません。その点は後日に譲ります。

つかって、水が入つてああいう悲惨事を生んだ、こう言われておるのであります。これが調査の結果はどういう

とつて、通産局の方から処置をつけてもらうことにしておりましたのですが、その間に変災が起つておるといふよりなづくであります。送つて

炭鉱の向うの方にその問題がたゞやかである。そういう場合は一体どういうふうにあの法律で規定するかという問題なんです。これは三十年前三菱が組

日に福岡の地検に租鈔権者佐藤強と炭
鉱の鉄長前田豊、この二人を告発いた
しております。

それから今度の鉱山保安法の一部改正の関係ですが、これでもたとえば今度他に売った場合の鉱害問題等もあり

つかって、水が入ってああいう悲惨事
を生んだ、こう言われておるのであり
ますが、これは調査の結果はどういう
ふうな判断を下しておられるのか承
わっておきたいと思うのです。

とつて、通産局の方から処置をつけてもらうこととにいたしておりましたのですが、その間に変災が起つておるというようなケースであります。従つて国会で問題になりまして、せつかく鉛務監督官が侵掘の事実を知りながら、そ

炭鉱の向うの方にその問題がたくさんある。そういう場合は一体どういうふうにあの法律で規定するかという問題なんですね。これは三十年前三菱が掘つた山だ、これは十年前三井が掘つた山だ、ボタ山があるのではないか。

日に福岡の地検に租鈿権者佐藤強と炭
鉱の鈿長前田豊、この二人を告発いた
しております。
それから第二の質問でござります
が、ボタ山といふのは非常にむずかし
い問題でありますけれども、地すべり

ますが、鉱害問題と申しますと、御承知の通り一番鉱害問題のひどいところは北九州であろうと思う。それに最近は長崎県から至るところの鉱山地帯の鉱害が問題になって参ります。炭鉱が老衰していくに従つて鉱害問題是非常に激烈になるでしょう。そこで今度鉱山政策が鉱山開発ということよりもむしろ保安方面に力を入れなければならぬということになってきたと思うのであります。そのためにここに鉱山保安法の一部改正ということで出されておりますが、この改正案の内容等を考えてみますると、これは昨年十一月の東中鶴とか鶴井、あるいは本年二月の小倉、あるいは四月の嘉穂、五月の長崎県の江口、それから六月の本添田等の災害、水害ということによつて失望者になつたという問題が連続的に起つてきておる。起つてきたからといふのではなくて、今日保安法の不備の点を改正される、そういうことなどとられるのであります。東中鶴の問題でありますと、これは大体考えてみると、多少盜侵掘の関係があつたのではないか。これは警告がなされたる点がある、それからそうでない点がある。東中鶴の場合に、あすこまで行くにつれて、一度や二度のあるいは保安監督部なんかの忠告、警告がなされたか。あるいはそろであったのか、なかつたのかといふことについて、当局はお調べになつておるか、今日ではあれは相当な盜侵掘が進んで行つた結果が古洞によ

せの通り租鉱炭鉱であります。親権者の大正鉱区の中に設定されたものであります。その租鉱炭鉱の一部であります。現在でもまだ死体が上りませんで、私どもも非常な苦労をいたしております。現地でもまだ死体が上りませんのであります。この原因は、もちろん租鉱権者も鉱業権の方から測量をしてもらつておりました関係で、侵掘をしておったということは租鉱権者側も事実知つております。これは親の鉱区を借りておるという軽い気持もあつたかもわかりませんが、数日前に鉱務監督官も監督に参つておりまして、明らかに侵掘した事實を承知いたしました。しかし當時の方針といたしましては、保安法としてはむしろ侵掘した区域については監督をするなどいうような方針をはつきり立ておつたわけであります。これは鉱業法の関係で、もちろん侵掘關係を保安法の方でとめるという条項はありません。鉱山保安法は鉱業法の姉妹關係であります。正當な鉱業に対しても保安法を適用するといふ建前をとつておりました關係で、監督官が参りまして注意はいたしましたけれども、法的にはつきりやるということはいたしませんで、戻りまして通産局長に連絡を

ここでとめることもできないということは、法の不備ではないかという御質問で、鉱務監督官が侵掘の事実を知った場合には監督部長でも、緊急な場合にありますれば、保安法において侵掘のところをとめることができます。当然今後は、この法ができるというふうにいたしておるわざであります。事実がわかれればとあることができるようになります。かように考へるわけであります。

○今村委員 そういう事情がわかつていれば、今すぐ法の精神からいって告発されますか。

それからもう一つボタ山の問題です。が、このボタ山は、かりに炭鉱を他に移譲した場合、今度の法規によつてはボタ山も一緒に買つた者が繼承する、法はそう命してあるのですね。ところがここに問題が多少ありますかと思ふのです。というのは、大体新しく開発されておる山はそうでもありませんが、北九州のこときあるいは佐賀県のことき古い山がそこらこらにありますところではボタ山たるものは炭鉱を移譲したその山のボタ山にあります。その炭鉱のずっと前にやつた炭鉱の、廢鉱になつておるところのボタ山が、ちやまぜになつておる場合があるのであります。最近はこの例が非常に多いのです。現在飯塚から入つております鶴田

お前の方がしたからこれは三井だ。いろいろ場合がたくさんあるのですね。こういう問題は一体どうするのかといふ問題が起つてくるのです。ただその何々会社の山というものが一つあって、何里も離れてずっと山があるところなら明瞭ですよ。ところが前に掘つた山が二つも三つもあるところに、今度こちから掘つてボタ山を作つた。どこまでがどの山のボタ山かといふことがわからないような場合があるのでありますね。ことに鉱害といふものは山の土地すべりを、何かある学者は鉱害開闢關係だとされて、だいぶ炭鉱あたりでやらい問題を起していりますが、北九州になりますと、そういうことがたくさんあるのですね。そういう限界を一体どういうふうにされるか、これは非常にむずかしい問題いやありますが、北九州になりますと、そういう限界を一体どういうふうにされるか、これは非常にむずかしい問題いやあります。なぜか。ただボタ山まで一緒に充てた、それで事は済まないのですね。古い山に限つて結局災害が多い。家が埋没するとか、井水がとまつたとか、あるいは水田の水が漏れてしまふとか、そういうのがたくさんあるのですね。そういう山の場合に、一体どこからどうまでという限界をそこにとつて、法律上の裁定を役所はどうされるのか、これは問題なんだ、どういうふうに考えておりますか。

業権者以外のボタ山がどうして現存するかというような問題が出まして、これは一応調査の結果二百数十個、これだけの鉱業権者以外のものといふ認定ができまして、現在は地すべり防止法の適用を受けられるものと、それ以外のものはすべて鉱業権者の対象になるのです。従つて現在はこのどちらかに属しておるわけで、二百数十のボタ山以外はだれかの鉱業権者に所属しているものといふふうに考えております。しかしこれをそのままほっておきますと、現在ありますボタ山がだれのものかという点については、なかなか表面明瞭でございません。一見鉱区内にありますので、この鉱業権者のものかと考えておりますと、地代も払つていなかつたり、まるで放棄したような姿になつておる。しかしこれがまたある時期が来まして価値が出て参りますと、おれのものだという主張をするといふような関係で、なかなか所用がはつきりいたしませんので、この法によりまして、現在あります鉱業権者に所属しているボタ山は鉱業権の譲渡とともに繼承されていくと、いうふうに一応うたつござります。しかしだこれだけうたいましても、現実的にはなかなか不明瞭な場合も出てくるという関係で、現在あらゆるボタ山を詳細な項目につきまして、土地所有者との関係あ

Digitized by srujanika@gmail.com

るいは鉱業権者との関連といふもの、を、相当詳細に調査いたしまして、かなりはつきり実情がわかつておりまます。またなお新しくボタ山を積む場合には、炭鉱で申しますと、洗炭場の設置認可の場合には、どことどういうふうにして積むということを図面に入れさせるようにいたしてござります。従つて今後のボタ山については、かなりはつきりするのでありますけれども、従来積まれておりますボタ山はかなり不明瞭なものがござりますので、これは全般にわたつて調査を済ませまして、大体どこの鉱業権者のものかといふことは、かなりはつきりしておりますが、中にはごく小さいものがありまして、これはボタ山として扱つていいかどうかというような程度のものもござります。これらの限界については一応基準を作りまして、基準に該当するものについては今後はつきり押えて参りたい、かよろに考えております。

ができるなんということはおそらく不可能です。大体古いボタ山といふもの、すでに松の木や杉の木が植わって家の用材になるようなところもあります。終戦後に石炭が足らないときには、そういうものもどんどん水洗した。水洗したところがたくさんある。石炭が出て、村の古老人のは、そういう問題が起つてくると、これはだれそれがやつていたときのボタ山だ。だからこの人にも責任があるという問題が必ず起つてくるのです。そういうような場合に、法、法と言われるけれども、この法律では法それ自体によって何の価値もないという結果になるのです。取扱いができやしないじゃないですか。それで鉱山保安が完備し、かつ鉱害問題が完全になるなどいう甘ちょろい考え方が非常に間違つておるのはないかと思うのです。要するに鉱害問題のどきも、ボタ山問題で争うて鉱害問題の解決をつけるような政策ではなくて、もう少し石炭産業に対する方針を政府はお立てになる考えはないのかと私は考える。鉱害問題は何としても予算が伴います。予算が伴うからと、あるいは問題が起つて騒いでくるので、山は営利産業として経営者が掘つてもうけて、掘つたあとはほつたらかして、鉱害問題は社会問題として、あるいは問題が起つて騒いでくるので、政府がこれに対策せねばならぬというばかりかしいことはあり得ないことだが、実際はそのばかりかしいことをやらなければいかぬといふのが今日の現状なんです。そこでやはり經營者に対しても負担をさせる

かと私は考える。鉱害問題が起つた場合は政府に、どんどんしなさい、団体を組んで、団体の圧力によって、どうするかこうするかとやる。先般商工委員が九州を回つて、飯塚あたりで旗を立てて歓迎を受けた一回、そういう問題でどんどん騒がれる。われわれも取り巻かれて、わいわい言わなければならぬ、こういうことですから、この問題を処理していくについては、やはり鉱害対策に対する一時的なものでなくて、永久性の、何か保険制度性のものを作るという、もつと飛躍した考え方を当局はお持ちにならないか。たとえば石炭経営主が一トン掘り出せば、鉱害の食担金としてかりに一トンから百円なら百円、五十円なら五十円を積み立てさせて、そしてその金を集めてしまって、そういう問題の処理に当るとか、何とかそこに対策を立てなければ、法律の一部改正をしておいて鉱害問題の完全を期するなんということは、私どものような炭鉱を知つておる者から見ますと、実にばかりかしいような気がする。たとえば今度の鉱業法の改正でも、かつては違反を犯した者は罰金が三十万円ですか、それが五十万円に上げられて、そういう罪を重くした。金で済むこと、あるいは三年を五年にしたとしても、一休今まで五年も三年も監獄に行つた者がありますか。今まで三年といふ刑期をちゃんと法律上認められておるが、そういう違反を犯して三年もたたき込んだ、またたたき込まれた者がおりますか。何にもならないような法律を改正されておるのであります。三年間を五年間に上げたのはおどしになるかもしれません。これ

は鉱山保安監督官あたりがやつておられるから、炭鉱の者をつかまえてぶち込むなどいうようなことはとんでもない。そんなことをしておればえらいことになつてしまふのです。國が法冶国であるから法律を尊重しなければならぬといふことは、お互にわかるのです。しかしだれだってつかまえられてぶち込まれるのはいやだから抵抗します。このものを考えていたときたいと思ふに鉱山はそういうことが非常にやりにくくではないかと考えられます。それでありますからおそらく鉱害問題のことき、もっと大臣あたりは飛躍したところのものを考えていただきたいと思うのです。法律だけ改正しておいて鉱害問題の解決がつくでござるの、保安法だけ改正しておいて坑内の保安が完全にいくなんていふことは、現在の状況においてはどうしても不可能なんです。本來ならば私どもは鉱業法からも炭鉱關係を除いて、今度は炭鉱だけの独立立法を作つて、そうしてこの対策を立てなければ、明治時代からのやんやらつづつ一部々々作り上げてでつち上げたところの法律を、今当てはめて、それで会体を安全にしていくといふようなことは、どうも私たちには納得がいかない。さいせんから六十日間も休んで、そして炭鉱は優先權を持つた者にやらす、鉱害問題については、ボタ山はだれそれのものであると大体整理がついたところが持つておるかといふような整理はついておりませんよ。何十年間の歴史を持つところの鉱山が、ボタ山はついておるわけがない。そういうことをおやりになることよりも、もう少

し進んで飛躍した対策を立てられる、
とが必要ではないか、こう私は考えますが、これに対しても一つ大臣の御意見を承わりたいと思うのです。

○高崎国務大臣　お説のとく鉱業法
が制定されましたのは明治三十八年、
それ以来抜本的の改正はできていない
のであります。今回提出されました案
は、保安法の一部の改正にいたしまして、
ても、鉱業法の改正にいたしまして、
も、先般来、私連座大臣就任以来一番
先に心配したことは、毎日々々あんな
に被害を受けておって、現状のままで
ほんとうにいいのだろうか。これをます
最初に保安の方の問題だけを何とかして
法律の力をを持たして、一步でも前進す
るようやろうではないか、こういうふ
うなことで、できるだけ今回の改正
案については予算の伴わないことでは
やってくれ、こういふ注文を出して、
今回この二つの法律の改正案が出たわ
けでありますて、これはただいま今村
委員のおっしゃるごとく、断じて抜本
的でなく、ほんとうに間に合せである
ということは、私どもも重々よく存じ
ておるわけでござりますが、これに
よつてもなおかつ一步幾らか進んだだ
いふことだけを認めさせていただきたい
思うのであります。今回できますれば
いう考え方ございまして、それにつ
いては先ほどあるお説を拝聴いたしま
して、鉱区の問題のごときを、できま
すれば目的税に変えて、もつと鉱区税
をとつて、これを目的税に使いたい。
今までのよくな調子だとただ單に一片
の出願で、優先的に出願したからと

いつ、鉛区はそのまま持つておると
いうようなことは、大いに考慮しなけ
ればならぬ問題だと思いますから、そ
ういう場合には鉛区をかりに持つてい
る人ができるだけ鉛区税をよけい出し
てもらつて、それを目的税に使つてい
くというような方法も考えたいと思つ
ているわけでありまして、要するに鉛
業法を抜本的に改正する審議会なり委
員会をできるだけ早く作りたいと考え
ておりますから、その点御了承願いた
いと思います。

○今村委員 これ以上は質問しませ
ん。幾ら議論したって同じですから、
大臣の御意見を拝聴して、私は大臣を
信頼して、これで私の質問を終りま
す。また時をあらためて……。自民党
もたつた一人しか来ておらないので、
どうも張り合はないし……。

○長谷川委員長 本日は、これにて散
会いたします。

次会は明二十二日午前十時より理事
会、午前十時十五分より委員会を開会
いたします。

午後四時四十八分散会

昭和三十三年十月二十四日印刷

昭和三十三年十月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局